

行政減量・効率化有識者会議の総括（概要）

— 独立行政法人改革に係るこれまでの取組みと行政刷新会議に期待すること —
平成 21 年 12 月 3 日

I. 有識者会議のこれまでの取組み

1. 「独立行政法人整理合理化計画」の策定

- 18 年末から 19 年 5 月まで、20 年 10 月発足の政策金融機関の新たな体制について、集中的にヒアリングを行い、その後、専門的な検証を行うワーキングチームを設置。
- その後、独立行政法人整理合理化計画策定に必要な基本的な考え方を示すための議論を開始。7 月に集中的な検討を行い、8 月上旬に政府の基本方針の基となる「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」を取りまとめ。
 - 独法の全事業を対象に「真に不可欠なもの以外はすべて廃止する」として、十分な合理性をもって真に不可欠なものとして説明されるものについてのみ、その存続を認めるとの考え方で見直し
 - また、①事業の受益負担関係が明確で民間主体で実施可能と考えられるもの、②これまでの様々な指摘に対応して適切な措置を講じていないもの、③財政支出に見合う効果が発揮されていないと考えられるもの、④諸外国で公的主体が実施していないもの、を厳しく精査
 - その他、情報公開、随意契約見直し、保有資産見直し等の方針を提示
- その後、有識者会議で 49 法人について各省からヒアリング、各法人の問題点等を指摘。これを踏まえ、19 年 12 月末に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定。
 - 組織の廃止、統合、民営化等により、101 の独法を 85 法人に削減
 - 全法人の 342 の事業のうち、おおよそ 6 割の 222 の事業を見直し
 - 最終的な結論が得られなかった雇用・能力開発機構、住宅金融支援機構、都市再生機構につき、それぞれ、存廃について 1 年を目途に検討、2 年後に結論、3 年後に結論、と決定
 - 随意契約の見直し、保有資産の見直し、官民競争入札の積極的な適用
 - 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備として、理事長等任命について内閣の一元的関与を強化、役員について公募制の積極的活用等により適材適所の人材登用を徹底、評価体制を内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改める方向で検討など取り組み

2. 整理合理化計画の着実な実施

- 整理合理化計画の決定以降、計画に基づく見直し措置を着実に実施させるため、実施状況を評価・監視。昨年は 15 回、今年は 6 回の会合を開催。

（独立行政法人通則法改正案の検討）

- 保有資産の見直し及び内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備について、政府で、整理合理化計画を踏まえた改正内容を検討。
 - 国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け

- 内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みを導入
- 理事長・監事の人事に内閣承認等の仕組みを導入
- 監事について、役職員・子会社への調査権限の法定化など職務権限を強化
- 非特定独立行政法人の役職員の再就職規制を導入

(雇用・能力開発機構の廃止)

- 20年4月以降、関係者からヒアリングを行い、9月中旬に「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」を取りまとめ。この大綱に沿って、12月末に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定。
 - 基本的な考え方：機構は廃止し、事業を他法人等へ移管
 - 職業能力開発総合大学校を廃止又は民営化
 - ポリテクセンター、職業能力開発大学校・短期大学校は、他法人に一旦引き継ぎ、段階的に都道府県等へ業務を移管
 - 「私のしごと館」業務は廃止するが、施設有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討

(住宅金融支援機構及び都市再生機構の在り方の検討)

- 整理合理化計画で、それぞれ、21、22年末に、その在り方を検討し結論を得ることとされ、有識者会議で累次にわたって担当省庁等をヒアリング。
- いずれについても、今後、抜本的な見直しに向けて、更に踏み込んだ議論が行われることを期待。

(整理合理化計画の進捗状況)

- 個別措置では、21年8月末時点で、約800項目のうち6割程度を既に措置。
- 横断的措置では、一定の進捗がみられるものの、随意契約の見直しのほか、独法通則法改正により措置することとなっている事項では、更に取り組みが必要な状況。

II. 行政刷新会議に期待すること

- 官製談合により廃止された緑資源機構の事例にみられるように、自律的なガバナンスが十分に確立されているとは必ずしも言えない状況。独法の内部統制・ガバナンスの強化は喫緊の課題であり、不断の改善が重要。
- 独法の事業は、それが不可欠な場合でも、資金の流れに関する情報公開、随意契約の徹底的な見直し、不要となった保有資産の売却・国庫返納の促進に今後とも取り組んでいく必要。
- 昨年通常国会に提出された独法通則法改正案は、上記の観点から、早急に検討が行われることが望まれる。
- 個別法人の見直しで明らかになったのは現場を熟知し、細部にも目配りすることの大切さ。行政刷新会議で行われる事業仕分けで、現場主義の事業・組織の見直しが行われることを大いに期待。
- 政権交代が実現した今日、改革を進める絶好の機会であり、行政刷新会議には、国民の目線で大胆な独立行政法人改革を実現されることを大いに期待。

行政減量・効率化有識者会議の総括

— 独立行政法人改革に係るこれまでの取組みと行政刷新会議に期待すること —

平成 21 年 12 月 3 日

行政減量・効率化有識者会議

行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」）は、政府の要請に応じ、簡素で効率的な政府を実現するための重要課題としての、国の行政機関の定員純減、政策金融改革の制度設計、独立行政法人の見直しや整理合理化について議論し、指摘を行い、改革の成果を上げてきました。

特に独立行政法人については、発足以来、継続的に議論し数多くの指摘を行ってきました。新たに立ち上げられた行政刷新会議では、独立行政法人の抜本的な見直しが進められることになっており、これまでの有識者会議の取組は、その検討において十分に参考となり得るものと考えています。

このような認識の下、本報告では、独立行政法人改革を中心にこれまでの有識者会議の取組みと行政刷新会議への期待について、取りまとめを行いました。

I. これまでの取組み

1. 「独立行政法人整理合理化計画」の策定

有識者会議は、平成 17 年末に政府が決定した「行政改革の重要方針」に基づき、前身の「独立行政法人に関する有識者会議」を改組し、平成 18 年 1 月下旬に発足しました。発足後、総人件費改革として 5 年間で 5 %以上の国の行政機関の定員純減に向けた業務の見直しについて検討するとともに、前身の有識者会議から引き継いだ使命として、独立行政法人の組織・事業全般の見直しについて検討を行ってきました。

独立行政法人の見直しについては、11 月に「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する有識者会議の指摘事項」を取りまとめ、見直しの結論を平成 18 年に得ることとなっていた 23 の法人において、指摘事項を踏まえた徹底した見直しを行うことを政府に要請しました。

また、18 年末には、前身の独立行政法人有識者会議でも座長を務めていた飯田亮座長（セコム株式会社取締役最高顧問）が退任し、茂木座長（キッコーマン株式会社代表取締役会長 CEO）がその後を引き継いで独立行政法人改革等に取り組むこととなりました。

なお、「行政改革の重要方針」及び平成 18 年 5 月に成立した行革推進法で政策金融改革の基本方針が定められたことを受け、有識者会議でも、平成 20 年 10 月発足の政

策金融機関の新たな体制について、平成 18 年末から平成 19 年 5 月までの 4 回の会合で集中的にヒアリングを実施し、その後、ワーキングチームを設置し、専門的な立場からの検証を行ってきました。

(整理合理化計画策定の経緯)

平成 19 年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」で、政府が果たすべき機能の見直しの一環として、年内を目途に独立行政法人整理合理化計画を策定するとされたことを受け、6 月末から、そのために必要となる基本的な考え方を示すための議論を開始しました。7 月に集中的な検討を行い、8 月上旬には、政府の基本方針の基となる「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」を取りまとめました。

その内容については、事業を徹底的に縮減するため、独立行政法人のすべての事業を対象に、「真に不可欠なもの以外はすべて廃止する」として、廃止した場合に生じる問題等の検証を通じて、十分な合理性をもって真に不可欠なものとして説明される事業についてのみ、その存続を認めるとの考え方で見直しを行うべきこととしました。

また、①事業の受益と負担の関係が明確で財政支出への依存度が低く民間主体で実施できると考えられるもの、②事業の見直しについてこれまで行われた様々な指摘に対応して適切な措置を講じていないもの、③財政支出に見合う効果が発揮されていないと考えられるもの、④諸外国において公的主体が実施していないもの、についてもその必要性・妥当性について厳しく精査を行い、原則廃止とすべきとしました。その上で、組織については、廃止・民営化、事業の一部譲渡、統合など必要な措置を実施すべきこととしました。

その他にも、情報公開、随意契約の見直し、保有資産の見直し等多岐にわたる項目について、各省での整理合理化案の作成基準となる方針を提示しました。

8 月末には、各法人の整理合理化案が各省から提出されましたが、その内容は、原点に立ち返って見直しを行うこととしている基本方針に照らし、十分に踏み込んだものとなっていないものが随所にみられるものでした。このため、有識者会議では、49 法人について各省からヒアリングを行い、その場を通じて徹底的に議論し、各法人の問題点、見直しを要する点等を指摘し、それらに対する回答を求めてきました。

有識者会議としてヒアリングができなかった法人についても、事務局に問題点の整理等を指示し、随時報告を求めるとともに、必要な指摘を行うことにより、検討を進めました。

11 月末には、9 月以降 14 回にわたる会合で議論してきたことを集約し、「独立行

政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項」を取りまとめ、総理報告を行いました。これを踏まえ、独立行政法人整理合理化計画が12月末に策定されました。

(整理合理化計画の概要)

整理合理化計画は、独立行政法人制度が導入されて以来6年が経過したところで、当時の全101の法人について、制度本来の目的にかなっているか、原点に立ち返って見直しを行ったものです。原則として平成22年度末までに次の通り措置することが決定されています。

- 組織の廃止、統合、民営化等により、101の独立行政法人を85法人に削減
- 全法人の342の事業のうち、おおよそ6割の222の事業を見直し
- 雇用・能力開発機構、住宅金融支援機構、都市再生機構の組織・法人形態の見直し
整理合理化計画策定時までに最終的な結論が得られなかったこれらの3法人については、それぞれ、存廃について1年を目途に検討を行う、2年後に結論を得る、3年後に結論を得る、と決定
- 随意契約の見直し
独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準を国と同額の基準に設定するよう措置
各法人が策定する随意契約見直し計画を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げ
- 保有資産の見直し
保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進。このため、国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付けるなど、所要の条件整備を実施
- 官民競争入札の積極的な適用
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進
- 給与水準の適正化
役員報酬、職員給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられていることや財政支出を受けていることも踏まえ、対応
- 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
理事長任命について内閣の一元的関与を強化するとともに、監事・評価委員会委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施（監事は在任期間の延長も検討）

理事長等の役員について、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底

現行の評価体制を内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改める方向で早急に検討

独立行政法人から関連法人等への再就職の在り方を検証

各独立行政法人は、業務内容に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底するとともに、関連法人への再就職や補助・取引等の状況といった関連法人との間での人と資金の流れについて一体として情報開示を実施

11 月末に取りまとめた有識者会議の指摘事項では、随意契約の見直しを始めとする独立行政法人が横断的に講ずべき一連の措置について重点的に指摘しましたが、その内容はそのまま整理合理化計画に反映される結果となりました。

2. 整理合理化計画の着実な実施（平成 20 年以降の有識者会議での検討）

整理合理化計画の決定以降、計画に基づく見直し措置を着実に実施させるため、実施状況の評価・監視を行ってきました。昨年は 15 回の会合を開催し、今年は 7 月までの間、6 回の会合を開催し、議論を重ねてきました。

（独立行政法人通則法改正案の検討）

整理合理化計画の横断的に講ずべき措置のうち、保有資産の見直し及び内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備については、独立行政法人通則法の改正による法的な措置が必要であったため、政府において、整理合理化計画を踏まえた改正内容の検討が行われていました。

有識者会議では、独立行政法人のガバナンスを抜本的に強化する内容で検討が行われていることを高く評価するとともに、一元的な評価機関の設置場所、役員公募における適切な人材確保の方法等について議論しました。

政府は、その後、以下を内容とする独立行政法人通則法改正案を閣議決定し、国会に提出しました。

- 国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け
- 内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みを導入
現行の各府省の評価委員会等は廃止し、一元的な評価機関を設置
- 理事長・監事の人事に内閣承認等の仕組みを導入
任命の際の内閣承認、候補者の公募手続原則等を導入
評価委員会による解任勧告制の導入
- 監事について、役職員・子法人への調査権限の法定化など職務権限を強化

➤ 非特定独立行政法人の役職員の再就職規制を導入

(雇用・能力開発機構の廃止)

雇用・能力開発機構については、整理合理化計画で「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」ことが明記されていたことから、平成20年4月以降、関係者からヒアリングを行い、9月中旬、「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」を取りまとめ、総理に報告しました。

その基本的な考え方は、機構は廃止し、事業を他法人等へ移管するということです。大綱では、①職業能力開発総合大学校を廃止又は民営化する、②離職者の訓練を行っているポリテクセンターや学卒者訓練機関である職業能力開発大学校・短期大学校は、他法人に一旦引き継ぎ、段階的に都道府県等へ業務を移管する、③巨額の総工費をかけて土地・建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画でも赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は廃止するが、施設そのものは直ちに取り壊すことなく、施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する、としました。

この大綱に沿って、政府では、具体的な制度設計についての調整が行われ、年末に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定されました。

(住宅金融支援機構及び都市再生機構の在り方の検討)

住宅金融支援機構については、整理合理化計画において「新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後（今年末）に結論を得ることとする」とされ、昨年中に3回の担当省庁ヒアリングを実施し、今年は4回にわたり外部有識者や関係者からのヒアリングを実施しました。

その中で、①国がコストをかけて住宅購入者に低利の長期固定金利ローンを提供する政策の必要性そのものについて国民的な議論が必要である、②出資金のかたちで安易に財政支出が膨らんでいくことのないよう留意すべき、③民間でも実施できる業務については撤退すべき、といった議論がなされました。

また、都市再生機構については、整理合理化計画において「政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後（平成22年末）に結論を得ることとする」とされ、昨年中に4回の担当省庁ヒアリングを実施しました。

その中では、①賃貸住宅事業について、国が実施する必要性が明確でない、②都市再生事業について、機構が行う事業を真に必要なものに限定するため、実施基準を更

に明確化すべき、③機構の抱える 37 の関連会社等は、随意契約の見直しに伴い整理すべき、といった議論がなされました。

いずれについても、今後、抜本的な見直しに向けて、更に踏み込んだ議論が行われることが期待されます。

(整理合理化計画の進捗状況)

整理合理化計画は、各独立行政法人で講ずべき措置、独立行政法人が横断的に講ずべき措置を、原則として平成 22 年度末までに措置することとしています。

事務局からの報告によれば、個別法人が講ずべき措置については、平成 21 年 8 月末時点で、約 800 の項目のうち、6 割程度が既に措置済みとなっています。また、横断的に講ずべき措置については、一定の進捗がみられるものの、随意契約の見直しのほか、独立行政法人通則法の改正により措置することとなっている事項については、更に取組みが必要な状況となっています。

Ⅱ. 行政刷新会議に期待すること

有識者会議の委員は、整理合理化計画の決定過程で数多くの指摘を行い、独立行政法人改革で成果を上げることに貢献してきました。他方、議論を進めていく中で、行政の一体性のなさなどによる様々な事情や「壁」に阻まれ、それを乗り越えることができなければ、より踏み込んだ改革が実現したのではないかとの思いを持っています。

今後の独立行政法人改革の在り方について、以下の通り、行政刷新会議への期待を申し述べます。

(独立行政法人のガバナンスの強化)

効率的、効果的な事業実施を図るため、業務運営の自律性、自主性が独立行政法人には付与されています。

しかしながら、官製談合により廃止された緑資源機構の事例に典型的にみられるように、政府の事前関与や統制を極力排除することの見返りとして求められる自律的なガバナンスが、十分に確立されているとは必ずしも言えない状況です。

独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化は喫緊の課題であり、不断に改善を図っていくことが重要です。

また、独立行政法人に対する主務大臣による明確な業務目標の設定、コスト削減の要請などを行うことも必要です。

（効率的な事業実施の実現）

独立行政法人は、公共性の高い事業を効率的、効果的に行わせるために設立される行政主体であり、本来的に事業の効率化が求められています。また、主務大臣による中期目標の設定、法人による中期計画の作成、評価委員会による評価、それを踏まえた主務大臣による見直しという一連の制度や、会計制度、監査制度が整備されたものとなっています。

独立行政法人が行う事業については、ゼロベースで徹底的に見直しを行った結果、真に不可欠なものとされた場合でも、厳正な評価の実施など上記の制度を十分に活用することと併せて、資金の流れに関する情報公開を徹底する、契約を原則競争入札として既存の随意契約を徹底的に見直し、事業の見直しにより不要となった保有資産を売却し国庫返納を進める、などには今後とも取り組んでいく必要があります。

整理合理化計画を受けて昨年の通常国会に提出された独立行政法人通則法の改正法案は、継続審議とされ、先の通常国会会期末に審議未了、廃案となりましたが、ガバナンスの強化、効率的な事業実施の実現の観点から、早急に検討が行われることが望まれます。

（現場主義の事業・組織の見直し）

有識者会議は、見直し計画の策定方針を政府に提示する役割だけでなく、個別法人についても、ヒアリング等を通じて指摘を行い、当該法人の事業や組織を徹底的に見直しさせる役割も果たしてきました。

個別法人の見直しを行うことで明らかになったのは、現場を熟知し細部にも目配りすることの大切さです。

行政刷新会議では、事業仕分けという手法で政府支出の無駄を排除し、予算の効率化が競われることとなっています。国で行われる新たな手法での見直しが、現場を知り、細部にも目配りしたものとして行われることを大いに期待しています。

本格的な変革には、政治の不退転の決意、自らの省庁の利益を守る姿勢に徹する行政の組織利害を超えた国家的視野の共有、改革を監視する情報公開、チェックシステム、責任の明確化、国民の関心などが必須です。

政権交代が実現した今日は、様々な「壁」を打ち破り、改革を進める絶好の機会であり、行政刷新会議には、国民の目線で大胆な独立行政法人改革を実現されることを大いに期待しております。

以上、独立行政法人改革についてのこれまでの有識者会議の取組みの総括として報告いたします。

参考資料

行政減量・効率化有識者会議の開催状況等

1. 有識者名簿	1
2. 開催状況	2

行政減量・効率化有識者会議の取りまとめ・指摘事項

3. 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」 （平成 19 年 8 月 9 日）	11
4. 「独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項」 （平成 19 年 11 月 27 日）	21
5. 「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」 （平成 20 年 9 月 17 日）	29
6. 「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成 20 年）」 （平成 20 年 12 月 3 日）	33

行政減量・効率化有識者会議 有識者名簿

- もぎ ゆうざぶろう
◎ 茂木 友三郎 キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO
あさくら としお
○ 朝倉 敏夫 読売新聞東京本社取締役副社長論説担当
おうみ なおと
・ 逢見 直人 日本労働組合総連合会副事務局長
おきな ゆり
・ 翁 百合 株式会社日本総合研究所理事
おぼた じゅんこ
・ 小幡 純子 上智大学法科大学院長
かしたに たかお
・ 榎谷 隆夫 日本公認会計士協会常務理事
きくち てつろう
・ 菊池 哲郎 毎日新聞社常務取締役
とみた としき
・ 富田 俊基 中央大学法学部教授
みやわき あつし
・ 宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科教授
もり さだのり
・ 森 貞述 前愛知県高浜市長

〔◎：座長 ○：座長代理〕

(専門委員)

- あんねん じゅんじ
・ 安念 潤司 中央大学法科大学院教授
かきもと としあき
・ 柿本 寿明 株式会社日本総合研究所シニアフェロー
かじかわ とおる
・ 梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員 (CEO)
くさのみつよ
・ 草野 満代 フリーキャスター
しま のぶひこ
・ 嶋 信彦 ジャーナリスト

※ 「独立行政法人整理合理化計画」の策定及びフォローアップに関する検討に関して参加

(H21.11 現在)

- いいだ まこと
・ 飯田 亮 セコム株式会社取締役最高顧問 (当時) (H18.1～H18.12 座長)
たかはら けいいちろう
・ 高原 慶一朗 ユニ・チャーム株式会社代表取締役会長 (当時) (H18.1～H18.12 委員)
ふなだ むねお
・ 船田 宗男 フジテレビジョン報道局解説委員主幹 (当時) (H18.1～H18.12 委員)
こぐれ かずゆき
・ 小暮 和之 東日本旅客鉄道株式会社常務取締役 (当時) (H19.6～H20.6 専門委員)

行政減量・効率化有識者会議の開催状況

第1回 (H18. 1. 31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革の実行計画等について（事務局説明） ・ 国の行政機関の定員管理及び減量・効率化の取組について（総務省行政管理局説明） ・ 各府省への追加検討要請事項について（意見交換） ・ 平成18年度における独立行政法人の業務等の見直しについて（総務省行政評価局説明）
第2回 (H18. 2. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省への追加検討要請事項について（討議・決定） ・ 平成18年1月6日に検討要請された8事項について（事務局説明） ・ その他検討に当たっての関連事項について（事務局説明）
第3回 (H18. 3. 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 農林統計関係（農林水産省説明聴取・議論） ② 食糧管理関係（農林水産省説明聴取・議論） ③ 森林管理関係（農林水産省説明聴取・議論）
第4回 (H18. 3. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 国立高度専門医療センター関係（厚生労働省説明聴取・議論） ② ハローワーク関係・労働保険（労災）関係（厚生労働省説明聴取・議論） ③ 行刑施設関係（法務省説明聴取・議論） ・ 配置転換、採用抑制等の枠組みの検討状況について（事務局説明）
第5回 (H18. 3. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について（総務省行政管理局説明） ・ 報告要請4事項（防衛施設、国税、特許、空港整備）について（事務局説明） ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 社会保険庁関係（厚生労働省説明聴取・議論） ② 北海道開発関係（国土交通省説明聴取・議論）
第6回 (H18. 3. 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関の定員の純減方策についての中間取りまとめ（案）について（討議）
第7回 (H18. 3. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関の定員の純減方策についての中間取りまとめ（案）について（討議・決定）
第8回 (H18. 4. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 登記・供託関係（法務省説明聴取・議論） ② 自動車登録関係（国土交通省説明聴取・議論） ③ 気象庁関係（国土交通省説明聴取・議論） ・ 配置転換、採用抑制等の枠組み（行革推進本部了承）について（事務局説明）

第9回 (H18. 4. 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 国有財産管理関係（財務省説明聴取・議論） ② 官庁営繕関係（国土交通省説明聴取・議論） ③ 国土地理院関係（国土交通省説明聴取・議論）
第10回 (H18. 4. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング（再ヒアリング） <ul style="list-style-type: none"> ① 農林統計関係・食糧管理関係（農林水産省説明聴取・議論） ② 森林管理関係（農林水産省説明聴取・議論）
第11回 (H18. 4. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会における検討状況（総務省行政評価局説明） ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業信用基金関係（農林水産省） ② 福祉医療機構関係（厚生労働省）
第12回 (H18. 4. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング（再ヒアリング） <ul style="list-style-type: none"> ① 北海道開発関係（国土交通省説明聴取・議論） ② 社会保険庁関係（労働保険関係含む）（厚生労働省説明聴取・議論） ③ ハローワーク関係、労働保険（労災）関係（厚生労働省説明聴取・議論） ・ 国立高度専門医療センター関係、行刑施設関係に係る検討状況（事務局説明）
第13回 (H18. 5. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 科学技術振興機構関係、日本学生支援機構関係（文部科学省説明聴取・議論） ② 日本貿易振興機構関係、石油天然ガス・金属鉱物資源機構関係（経済産業省説明聴取・議論） ③ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構関係（国土交通省説明聴取・議論）
第14回 (H18. 5. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に関する各省・各機関ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 商工組合中央金庫関係（経済産業省・商工中金説明聴取・議論） ② 日本政策投資銀行関係（財務省・政投銀説明聴取・議論） ③ 公営企業金融公庫関係（総務省・公営公庫説明聴取・議論） ・ 総人件費改革に関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 防衛庁からのヒアリング（防衛施設関係） ② 国土交通省からのヒアリング（北海道開発関係） ・ 総人件費改革追加検討要請6事項に係る検討状況（事務局説明）

第 15 回 (H18. 5. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に関する各機関ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①国民生活金融公庫から説明聴取・議論 ②農林漁業金融公庫から説明聴取・議論 ③中小企業金融公庫から説明聴取・議論 ④国際協力銀行から説明聴取・議論 ・ 総人件費改革に関する最終取りまとめについて（討議）
第 16 回 (H18. 5. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する議論 ・ 総人件費改革に関する「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について（総務省行政管理局説明） ・ 総人件費改革に関する最終取りまとめについて（討議）
第 17 回 (H18. 5. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総人件費改革関係 <ul style="list-style-type: none"> ①北海道開発関係に係る検討状況（事務局説明） ②最終取りまとめについて（討議・決定）
第 18 回 (H18. 6. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に係る制度設計について（討議）
第 19 回 (H18. 9. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しについて（総務省行政評価局説明） ・ 政策金融改革に係る検討状況の報告（事務局・経済産業省・財務省・総務省説明）
第 20 回 (H18. 10. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①国土交通省からのヒアリング（自動車検査） ②農林水産省からのヒアリング（農林漁業信用基金） ③経済産業省からのヒアリング（石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本貿易振興機構）
第 21 回 (H18. 10. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ① 文部科学省からのヒアリング（日本学生支援機構） ② 文部科学省からのヒアリング（科学技術振興機構、日本学術振興会） ③ 文部科学省からのヒアリング（日本私立学校振興・共済事業団）
第 22 回 (H18. 11. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①厚生労働省からのヒアリング（雇用・能力開発機構、福祉医療機構） ②外務省からのヒアリング（国際協力機構） ③農林水産省からのヒアリング（農林漁業信用基金） ・ 総人件費改革に関する進捗状況の報告

<p>第 23 回 (H18. 11. 7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する議論 ・ 政策金融改革に係る検討状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ①経済産業省報告（商工組合中央金庫） ②財務省報告（日本政策投資銀行） ③総務省報告（公営企業金融公庫） ④事務局報告（新政策金融機関） <p>※ 平成 18 年 11 月 21 日、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに関する有識者会議の指摘事項」を取りまとめ。</p>
<p>第 24 回 (H18. 12. 22)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に係る検討状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ①総務省報告（公営企業金融公庫） ②経済産業省報告（商工組合中央金庫） ③財務省報告（日本政策投資銀行） ④事務局報告（新政策金融機関）
<p>第 25 回 (H19. 1. 30)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に係る検討状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ①事務局報告（政策金融改革関連法案の国会提出予定時期） ②経済産業省報告（商工組合中央金庫） ③財務省報告（日本政策投資銀行） ④総務省報告（公営企業金融公庫） ⑤事務局報告（新政策金融機関）
<p>第 26 回 (H19. 2. 7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革に係る検討状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ①総務省報告（公営企業金融公庫） ②事務局報告（新政策金融機関）
<p>第 27 回 (H19. 5. 31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融改革関連法案の審議状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ①事務局報告（新政策金融機関） ②経済産業省報告（商工組合中央金庫） ③総務省報告（公営企業金融公庫） ④財務省報告（日本政策投資銀行） ・ ワーキングチームについて（事務局説明） ・ 独立行政法人の見直しに（事務局説明）
<p>第 28 回 (H19. 6. 28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関連する会議での議論の状況について（事務局説明） <ul style="list-style-type: none"> ①政策評価・独立行政法人評価委員会における議論等について（総務省説明） ②規制改革会議における議論について（内閣府説明） ③資産債務改革の実行等に関する専門調査会における議論について（内閣府説明）
<p>第 29 回 (H19. 7. 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関連する会議での議論の状況について <ul style="list-style-type: none"> 官民競争入札等監理委員会における議論について（内閣府説明） ・ 独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論 独立行政法人の類型化について（事務局説明）

第30回 (H19.7.12)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論
第31回 (H19.7.25)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論
第32回 (H19.8.1)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画の策定方針に関する議論 今後の行政減量・効率化有識者会議の進め方 <p>※ 平成19年8月9日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」を取りまとめ。</p>
第33回 (H19.9.12)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化案の全体像（事務局説明） 今後の個別法人ヒアリングの進め方
第34回 (H19.9.26)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①財務省（造幣局、国立印刷局） ②文部科学省（日本学生支援機構） ③農林水産省（緑資源機構） ④厚生労働省（雇用・能力開発機構） ⑤国土交通省（住宅金融支援機構）
第35回 (H19.10.1)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ①政策評価・独立行政法人評価委員会 ②規制改革会議 ③官民競争入札等監理委員会 ④資産債務改革の実行等に関する専門調査会 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①外務省（国際協力機構） ②経済産業省（日本貿易保険）
第36回 (H19.10.10)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①厚生労働省（労働政策研究・研修機構、国立健康・栄養研究所） ②文部科学省（国立青少年教育振興機構、科学技術振興機構） ③国土交通省（航海訓練所、海技教育機構）
第37回 (H19.10.12)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①文部科学省（国立女性教育会館） ②農林水産省（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所） ③国土交通省（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所） ④国土交通省（海上災害防止センター）

第 38 回 (H19. 10. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①財務省（通関情報処理センター） ②財務省（日本万国博覧会記念機構） ③厚生労働省（国立病院機構） ④厚生労働省（労働者健康福祉機構） ⑤経済産業省（新エネルギー・産業技術総合開発機構）
第 39 回 (H19. 10. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①文部科学省（日本スポーツ振興センター） ②文部科学省（メディア教育開発センター） ③農林水産省（水産大学校、水産総合研究センター） ④国土交通省（国際観光振興機構） ⑤国土交通省（空港周辺整備機構）
第 40 回 (H19. 10. 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①内閣府（国民生活センター） ②国土交通省（都市再生機構） ③文部科学省（教員研修センター） ④農林水産省（農畜産業振興機構） ⑤経済産業省（日本貿易振興機構）
第 41 回 (H19. 10. 31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①国土交通省（鉄道建設・運輸施設整備支援機構） ②総務省（情報通信研究機構） ③厚生労働省（福祉医療機構）
第 42 回 (H19. 11. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人における随意契約の見直し状況について（中間とりまとめ）（総務省行政管理局） ・ 個別法人ヒアリングの論点整理等（事務局説明） ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①経済産業省（情報処理推進機構） ②厚生労働省（年金・健康保険福祉施設整理機構） ③厚生労働省（国立高度専門医療センター）
第 43 回 (H19. 11. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省（国立国語研究所） ・ 独立行政法人の給与水準等について（事務局説明） ・ 関連法人への資金の流れ等について（事務局説明）
第 44 回 (H19. 11. 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ①資産債務改革の実行等に関する専門調査会 ②政策評価・独立行政法人評価委員会 ・ 独立行政法人の見直しにおける横断的事項（業務運営の体制等）（事務局説明） ・ 独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告 <ul style="list-style-type: none"> 規制改革会議
第 45 回 (H19. 11. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人の見直しに係る関連会議からの報告 <ul style="list-style-type: none"> 官民競争入札等監理委員会 ・ 独立行政法人整理合理化計画のとりまとめに関する議論

第46回 (H19. 11. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人整理合理化計画のとりまとめに関する議論 <p>※ 平成19年11月27日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項」を取りまとめ。</p>
第47回 (H19. 12. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「独立行政法人整理合理化計画」について（事務局説明）
第48回 (H20. 3. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキングチームにおける政策金融改革の検討状況について ・ 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①内閣府から説明聴取（国民生活センター） ②農林水産省から説明聴取（緑資源機構） ・ 独立行政法人通則法改正の検討状況について（事務局説明） ・ 今後のフォローアップの進め方について（事務局説明）
第49回 (H20. 4. 10)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①雇用・能力開発機構（厚生労働省） ②国際協力機構（外務省）
第50回 (H20. 4. 21)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①通関情報処理センター（財務省） ②日本学生支援機構（文部科学省） ③国際観光振興機構（国土交通省） (2) 独立行政法人通則法改正法案（仮称）の検討状況について
第51回 (H20. 5. 21)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 政策金融機関からのヒアリングについて <ul style="list-style-type: none"> ①日本政策金融公庫（日本政策金融公庫） ②日本政策投資銀行（日本政策投資銀行） ③商工組合中央金庫（商工組合中央金庫） (2) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①農畜産業振興機構（農林水産省） ②雇用・能力開発機構（厚生労働省）
第52回 (H20. 6. 11)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方分権改革に係るヒアリングについて <ul style="list-style-type: none"> ①地方分権改革推進委員会事務局からヒアリング ②県知事からのヒアリング (2) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①年金積立金管理運用独立行政法人（厚生労働省） ②国民生活センター（内閣府）
第53回 (H20. 6. 25)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①日本スポーツ振興センター（文部科学省） ②日本貿易保険（経済産業省） ③都市再生機構（国土交通省）
第54回 (H20. 7. 24)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ①雇用・能力開発機構（厚生労働省） ②住宅金融支援機構（国土交通省） (2) 政策金融改革のフォローアップについて <ul style="list-style-type: none"> ○公営企業金融公庫（総務省） (3) 独立行政法人の給与水準等について（総務省、事務局） (4) 今後のフォローアップの進め方について

第 55 回 (H20. 9. 3)	(1) 雇用・能力開発機構（法人存廃の検討等）について（厚生労働省） (2) 国際協力機構（国際協力銀行の一部との統合）について（外務省） (3) 独立行政法人の保有資産の見直しについて（事務局）
第 56 回 (H20. 9. 17)	(1) 雇用・能力開発機構の存廃について（厚生労働省） (2) 農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センターの統合について（農林水産省） (3) その他
第 57 回 (H20. 10. 8)	(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ① 国立印刷局・造幣局（財務省） ② 水資源機構（国土交通省） ③ 国民生活センター（内閣府） (2) 20 年 8 月末時点フォローアップ調査の結果概要について ① 21 年度概算要求等 ② 個別法人について講ずべき措置 ③ 横断的事項
第 58 回 (H20. 10. 20)	(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ① 都市再生機構（国土交通省） ② 住宅金融支援機構（国土交通省） ③ 中小企業基盤整備機構（経済産業省） (2) 研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き（文部科学省） (3) 官民競争入札等監理委員会からの報告（官民競争入札等監理委員会事務局）
第 59 回 (H20. 11. 6)	(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ① 都市再生機構（国土交通省） ② 情報通信研究機構（総務省） ③ 農畜産業振興機構（農林水産省） ④ 勤労者退職共済機構（厚生労働省）
第 60 回 (H20. 11. 19)	(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ① 雇用・能力開発機構（厚生労働省） ② 日本学生支援機構（文部科学省） ③ 水資源機構（国土交通省）
第 61 回 (H20. 12. 3)	(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ○ 住宅金融支援機構（国土交通省） (2) 政策金融改革のフォローアップについて ○ 地方公営企業等金融機構（総務省） (3) 日本労働組合総連合会からのヒアリング（雇用・能力開発機構） (4) 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成 20 年）の取りまとめ

<p>第 62 回 (H20. 12. 12)</p>	<p>(1) 全国商工会連合会からのヒアリング（雇用・能力開発機構関係） (2) 全国中小企業団体中央会からのヒアリング（雇用・能力開発機構関係） (3) 独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて ○ 都市再生機構（国土交通省） ○ 文部科学省所管統合予定法人等（文部科学省） ※平成 20 年 12 月 24 日、「雇用・能力開発機構の廃止について」の閣議決定</p>
<p>第 63 回 (H21. 2. 13)</p>	<p>(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ○ 国立病院機構（厚生労働省） (2) 国有林野事業の独立行政法人化等について（農林水産省） (3) 地方公営企業等金融機構法の改正について（総務省） (4) 経済対策における政策金融の対応について（事務局）</p>
<p>第 64 回 (H21. 3. 16)</p>	<p>(1) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ○ 高齢・障害者雇用支援機構（厚生労働省） (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会からの報告について（総務省） (3) 独法整理合理化計画のフォローアップについて ○ 沖縄科学技術研究基盤整備機構（内閣府） (4) 独立行政法人の融資等業務の対応について（事務局）</p>
<p>第 65 回 (H21. 4. 21)</p>	<p>(1) サブプライム問題と世界金融危機 ○ 深尾光洋 日本経済研究センター理事長 (2) 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップについて ○ 空港周辺整備機構（国土交通省） ○ 環境再生保全機構（環境省）</p>
<p>第 66 回 (H21. 5. 18)</p>	<p>(1) 住宅金融支援機構に関する関係者ヒアリング ○ 三菱東京 UFJ 銀行（全国銀行協会会長行） (2) 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップについて ○ 日本学術振興会（文部科学省） ○ 産業技術総合研究所（経済産業省）</p>
<p>第 67 回 (H21. 6. 19)</p>	<p>(1) 「質の行政改革」について（事務局） (2) 国立大学法人関係のヒアリング（文部科学省） (3) 米国 GSE の経営悪化と将来像を巡る議論について（翁委員） (4) 住宅金融支援機構に関する関係者ヒアリング ○ 日本モーゲージバンカー協議会</p>
<p>第 68 回 (H21. 7. 27)</p>	<p>(1) 住宅金融支援機構に関する関係者ヒアリング ○ 全国地方銀行協会 (2) 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップについて ○ 住宅金融支援機構（国土交通省） (3) 日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫法の改正について（財務省、経済産業省） (4) 独立行政法人の給与水準等について（総務省、事務局）</p>

独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について

平成19年8月9日
行政減量・効率化有識者会議

1．独立行政法人については、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）で定められたように、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と統合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って全法人を対象として見直しを実施し、本年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされている。

2．この独立行政法人の見直しについては、同方針第3章5．の3原則に基づき進めていくこととなるが、これまでの見直しに係る成果や国民の負担により多額の財政支出が投入されている現状等を踏まえつつ、「独立行政法人整理合理化計画」の策定に当たってのより具体的な視点を以下のとおり取りまとめた。これを「『独立行政法人整理合理化計画』の策定に係る基本方針」とすべきである。

今後、8月末を目途に各主務大臣は所管する独立行政法人についての整理合理化案を策定することとなるが、この基本方針を十分に踏まえつつ、各主務大臣が責任をもって対応することが肝要である。また、主務大臣から整理合理化案が提出された後は、この案について、「行政減量・効率化有識者会議」が中心となって検討を行うこととなるが、関連会議と十分な連携を図りつつ、徹底した議論を行っていかなければならない。

この基本方針に沿いつつ上記のようなプロセスを経て策定される独立行政法人整理合理化計画に盛り込まれる措置を着実に実施することによって、独立行政法人の事務・事業及び組織の徹底的な縮減とその運営の効率化・自律化を図り、本計画期間中に独立行政法人の廃止・民営化や独立行政法人向け財政支出の大幅な削減といった目に見える成果を生み出すことで、政府の機能全体の見直しの第一歩としてふさわしい改革を実現すべきである。

3．「行政減量・効率化有識者会議」等における「独立行政法人整理合理化計画」の策定に向けての検討に当たっては、これを円滑に行うため、主務大臣は必要な資料を随時提供すべきである。なお、上記の改革を進めていく上で必要となる独立行政法

人の運営の改善方策に関する措置や法人間の職員の適正な配置のための仕組みの導入など各般の措置については、これを政府全体として整理合理化計画案と併せて検討し、必要に応じ適切な対応を行うべきである。また、改革を強力に推進していく上では、政治のリーダーシップの下で、各主務大臣から提出される整理合理化案の検討を踏まえて、数値目標が掲げられることが有効と考えられる。

．横断的視点

1．事務・事業及び組織の見直し（独立行政法人の徹底的な縮減）

（1）事務・事業のゼロベースでの見直し

独立行政法人の事務・事業については、「真に不可欠なもの以外はすべて廃止する」こととする。このため、廃止した場合に生じる問題等の検証を通じて、十分な合理性をもって真に不可欠なものとして説明される事務・事業を抽出し、それらについてのみその存続を認めるとの考え方で見直しを実施する。

この考え方に沿った具体的な検討に当たっては、以下の基準に基づき事務・事業が真に不可欠か否かの判断を行う。

民間主体による実施状況や事務・事業の性質との関係で、当該事務・事業の廃止が国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地において著しい悪影響を及ぼすものでなければ不可欠なものとならない。

当該法人の主要な事務・事業でなければ不可欠なものとならない。特に、小規模な事務・事業は原則主要な事務・事業とはならず、また、主要な事務・事業と関連性の低いものについては不可欠なものとならない。

事業の開始から長期間が経過し、見直しを要するにもかかわらず、適切な対応が行われてきていない事務・事業については不可欠なものとならない。

国の重点施策との整合性が図られていない事務・事業については不可欠なものとならない。

また、上記のほか、以下の基準に該当するものについてはその必要性・妥当性について厳しく精査を行い、原則廃止とする。

事務・事業の受益と負担の関係が明確であり、国からの財政支出への依存度が低いことから民間主体で実施できると考えられる事務・事業

事務・事業の見直しについてこれまで行われた様々な指摘に対応して適切な措置を講じていない事務・事業

国からの財政支出に見合う効果が発揮されていないと考えられる事務・事業
諸外国において公的主体が実施していない事務・事業

なお、上記の検討を経て存続する事務・事業であっても、政策的必要性に応じて業務規模や手法の適正化等を図る。

検討の手續としては、各独立行政法人の事務・事業が真に不可欠なものであることについて、主務大臣及び独立行政法人が、自ら説明責任を負うものとし、その説明が不十分であったり合理性を欠く場合には当該事務・事業を廃止することとする。また主務大臣及び独立行政法人においては、いたずらに事務・事業の存続に固執するのではなく、独立行政法人の本格的な改革を実現するためにはどうすればよいかとの姿勢で検討に臨むことが強く求められる。

(2) 事務・事業の民営化の検討

(1)において、真に不可欠な事務・事業とされる場合であっても、事業性(受益の範囲の明確性・対価収受可能性)を有し、政策目的の実現のため、国が一定の規制を行うことにより民間主体に実施させることができる事務・事業については、民営化に向けて必要な措置を実施する。

(3) 市場化テストの積極的な適用

(1)において、真に不可欠なものとされる事務・事業についても、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。具体的には、以下の事務・事業について、「原則として市場化テストの対象」とする、又は「市場化テストの対象とする方向で検討」するなど、対象事業については個別具体的に検討するものとする。

原則として市場化テストの対象とする事務・事業

「施設の管理・運営」、「研修」、「国家試験等」、「相談」、「広報・普及啓発」

市場化テストの対象とする方向で検討する事務・事業

「検査検定」、「徴収」

(4) 他の独立行政法人等への事務・事業の移管・一体的実施

(1)において、真に不可欠なものとされる事務・事業についても、効率的・効果的に事務・事業の実施を図ることができるものはないかとの観点から、
地方公共団体、他の独立行政法人等への業務の移管
他の独立行政法人等との一体的な業務実施
について検証を行う。他の独立行政法人への業務移管や一体的な業務実施等について検証を行う際には、他の主務大臣の所管に係る法人の事務・事業との関係についても必ず検証を行うものとする。

(5) 特定独立行政法人の見直し

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）第52条の規定に基づき、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を徹底する。

(6) 組織面の見直し

上記の事務・事業の見直しを踏まえて、業務運営の更なる改善を図るための体制の見直しや、独立行政法人本体の廃止・民営化、業務の一部譲渡、独立行政法人同士の統合など、組織面についても必要な措置を実施する。

2. 運営の徹底した効率化（独立行政法人の効率化）

(1) 可能な限りの効率化の徹底

独立行政法人の給与については、独立行政法人の運営が運営費交付金等により行われている側面があることやその公的主体としての位置付けも踏まえて、人件費総額について行政改革推進法の規定に沿って着実にその削減に取り組むとともに、その給与水準等について積極的な情報公開を通じて国民に対する説明責任を十分果たす。

一般管理費や業務費（営業費用）の削減努力を継続的に行う。このため、引き続き中期目標期間における一般管理費・業務費の効率化目標を設定する。

民間委託を活用することにより経費節減を図る。

情報通信技術の活用による業務運営の効率性の向上を図る。

なお、上記 から の取組に当たっては、効率化のためのインセンティブが阻害されることがないように留意する。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する徹底した情報公開

関連法人・契約締結先と独立行政法人との間の補助・取引等の資金の流れについて一体としての情報公開を行うことでその透明性を確保するとともに、随意契約の見直しなどにより無駄な取引の排除や経費削減を実現する。

(3) 随意契約の見直し

国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、その導入、範囲拡大等を図るため、随意契約の限度額等、随意契約によることができる基準について、国に準じたものとするのができないか、

平成18年度に締結した随意契約について、による見直し後の基準に基づき、一般競争入札等に移行できないか

との観点で見直しを行い、各法人ごとに「随意契約見直し計画」を策定するものとする。同計画の策定に当たっては、各法人の事後評価における指摘も反映することとし、その内容を「独立行政法人整理合理化計画」に盛り込んだ上で、各法人の契約については、可能なものから順次一般競争入札等に移行するものとする。

(4) 保有資産の見直し

保有資産の見直しについては、資産債務改革の実行等に関する専門調査会における「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」（平成19年7月23日資産債務改革の実行等に関する専門調査会取りまとめ）を踏まえ、実物資産及び金融資産について以下のような観点から見直しを進める。

実物資産の原則売却

事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を行うとともに、保有することについて特段の合理的な理由のない資産について原則として民間に売却する。

継続する事業に資産が必要な場合にも、民間からの賃借などの活用により原則として売却する。また、自らの保有が必要不可欠な場合にも、その一層の有効活用を図ることとし、独立行政法人間又は独立行政法人と国との共同保有・共同利用の可能性についても検討する。

金融資産についての改革

事務・事業の見直しに応じて不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

3. 自主性・自律性の確保（独立行政法人の自律化）

（1）主務大臣が示す中期目標の明確化

中期目標について国民から見て分かりやすく、かつ、事後的な業績評価を実施する際に十分機能する具体的かつ原則として定量的な指標を設定する。

（2）国民による意見の活用

独立行政法人の運営、中期目標の達成状況について、国民の意見を吸い上げる仕組みを設け、独立行政法人の運営・評価に活用する。

（3）適切な業務運営の体制整備

民間企業において法令遵守等に関する内部統制制度が導入されつつあることを踏まえ、独立行政法人においても法令遵守や法人倫理確立等の内部統制機能を強化する。

また、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、ガバナンスを充実するための取組を行う。

（4）管理会計を活用した運営の自律化・効率化・透明化

管理会計の考え方を一層活用し、主要な事業区別の収支等を分析・活用することにより、各事務・事業の効率性等の評価を可能とするとともに、自律的な運営及びその効率化に役立てる。また、プロジェクトごとの収支管理を行い、プロジェクト単位での評価を可能とする。こうした管理会計の活用により財務会計情報の一層の充実を図る。

（5）自己収入の増大等による財源確保

独立行政法人の経営努力を促進する取組を踏まえつつ、提供する財・サービス

についての受益と負担の関係を明確化した上で利用料等利用者負担の適正化を行うことによる利用料収入の増大、企業からの共同研究資金の確保、寄附金の積極的な募集などによる国以外からの財源の確保・拡充を図り、国への財源依存度を可能な限り下げよう取り組む。

(6) 情報公開

独立行政法人の運営には多額の財政支出が充てられていることを踏まえ、事務・事業の内容や必要性、法人の運営状況等について国民に対して十分な説明責任を果たすとともに、(2)の国民による意見の活用の仕組みを機能させるために、十分に、かつ、分かりやすい形で、情報公開を徹底的に行う。

・事務・事業等の類型別の視点

の横断的な観点に加えて、以下の事業・法人類型の別に応じて、それぞれに掲げた視点に十分留意して「独立行政法人整理合理化計画」の策定を行う。

1. 公共事業執行型

多額の契約を競争入札方式で実施している公共事業執行型の独立行政法人においては、その信頼性の確保に向けて、職員教育の徹底や入札監視委員会の機能拡充などコンプライアンス体制の整備を図る。

事業効果の試算等を対外的に説明することを通じて、事業の透明性を高める。

個々の利用者に受益が生じる事務・事業については、受益者負担の適正化の観点から、使用料等の水準について見直す。

公共事業執行型の独立行政法人向けの財政支出が多額に上ることから、歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえ、積極的に事業の廃止・縮小を検討する。

関連法人・契約締結先と独立行政法人との間の補助・取引等の資金の流れについて一体としての情報公開を行うことでその透明性を確保するとともに、随意契約の見直し、市場化テストの活用などにより無駄な取引の排除や経費削減を実現する。

2. 助成事業等執行型

助成事業等執行型の独立行政法人向けの財政支出が多額に上ることから、歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえ、事業の必要性を精査した上で、必要性の乏しい事業については、積極的に事業の廃止・縮小を検討する。また、事業を継続するとしても、その成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担（国民負担）を含めたトータルコストが最小化されるよう制度を見直す。

事業効果の試算等を対外的に説明することを通じて、事業の透明性を高める。

助成・給付型の事業については、助成・給付の基準を明確にし、透明性を高める。その上で、事務・事業の民間委託等を検討する。

価格安定・備蓄型の事業については、価格が逆に高止まりになってしまうデメリットもあり、経営努力のインセンティブが働かなくなるおそれがあることを踏まえ、その見直しを行う。

国際業務については、高コスト構造にあるとの批判を踏まえ、随意契約の見直しを徹底して行うとともに、一般管理費及び業務費の削減努力を継続的に行う。

3. 資産債務型

(1) 事業用資産

実物資産については、事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の資産の売却、国庫返納等を行う。

継続する事業に資産が必要な場合にも、民間からの賃借などの活用により原則として売却する。また、自らの保有が必要不可欠な場合にも、その一層の有効活用を図ることとし、独立行政法人間又は独立行政法人と国との共同保有・共同利用の可能性についても検討する。

金融資産については、事務・事業の見直しに応じて不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付の早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

(2) その他の資産

保有することについて特段の合理的な理由のない資産については、原則として民間に売却する。

4．研究開発型

総合科学技術会議の方針など国としての研究の大枠との関係について精査し、独立行政法人として重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小を行う。

研究開発を実施する他機関との比較などを通じて成果を検証し、他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業を廃止・縮小する。

外部評価の強化などの措置を通じて研究開発のマネジメントを充実させる。

随意契約の基準や理由の明確化・透明化を通じて、官の発注に係る不透明感の払拭に努める。

事業効果を対外的に説明することを通じて、事業の透明性を高める。

特許等の知的財産の活用、業務のノウハウを活用した技術指導等あらゆる機会を活用して増収を図る。

関連法人・契約締結先と独立行政法人との間の補助・取引等の資金の流れについて一体としての情報公開を行うことでその透明性を確保するとともに、随意契約の見直しなどにより無駄な取引の排除や経費削減を実現する。

5．特定事業執行型

前述の市場化テストの考え方に沿って、市場化テストの積極的な適用を図る。

個々の利用者に受益が生じる事務・事業については、受益者負担の適正化の観点から、受益者に対して適切な負担を求める。特に、利用者が営利性・事業性を有する場合には、少なくとも維持管理等の運営コストを賄えるよう利用料等を見直す。

効果的・効率的な運営を図るため、複数の法人が実施する類似の事務・事業を一体的に実施する。同様に、法人が複数の施設を分散して設置し、各施設で同様の事務・事業を実施している場合、それらを一体的に実施する。

試験・教育・研修・指導については、効果的・効率的な運営を図るため、関連する研究開発業務を行っている法人の事務・事業と一体で実施することを検討する。

情報発信・展示・普及・助言等については、透明性の向上に向けて、事業効果の試算等の対外的説明を積極的に実施する。

6．政策金融型

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

において踏まえることとされている「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向」(平成18年5月23日行政減量・効率化有識者会議取りまとめ)の「第二部 金融業務の見直し」の考え方等に沿ったものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ適切な措置を行う。

独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項

平成 19 年 11 月 27 日
行政減量・効率化有識者会議

・前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

- ・独立行政法人は、制度導入以来 6 年が経過した。
- ・この間に人件費の削減、財政支出削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題である。
- ・国民生活のため、必要なサービスは確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 本指摘事項取りまとめの経緯

- ・「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。
- ・これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「本会議」という。)を 5 回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」が 8 月 10 日に閣議決定された。

(参考) 独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針の考え方

- 国民生活や経済社会にとって真に不可欠なもの以外はすべて廃止との考え方にに基づき、事務・事業及び組織について、徹底的に縮減。
 - 真に不可欠とされたものについて、民営化の検討、官民競争入札等の積極的な適用、他の法人への移管・一体的実施、特定独立行政法人の見直しなどを実施。
 - 随意契約や保有資産の見直し等による運営の徹底した効率化。
 - 独立行政法人制度の特徴を一層活かすための自主性・自律性の確保。
- ・8 月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、本会議において、9 月以降、本指摘事項の取りまとめまでに 14 回の会議を開催し議論を行った。

- ・具体的には、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会における独立行政法人の見直し状況につき報告を聴取した。
- ・また、並行してインターネット等を通じた国民の意見募集も行いつつ、本日の取りまとめに至ったものである。
- ・今後は、政府において、本取りまとめに基づき独立行政法人整理合理化計画を策定するとともに、同計画を着実に実行することを期待する。

・各独立行政法人の整理合理化計画

1．事務・事業の見直し等

- ・国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、残る業務についても縮小・効率化等を推進すべき。

2．法人の廃止、民営化

- ・国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべき。
- ・国からの財政支出への依存がない法人、事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等については民営化（100%政府出資の株式会社など）を実施すべき。

3．統合、他機関・地方への移管

- ・類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発法人、小規模な法人については、他法人との統合や他機関・地方への移管を行うべき。（府省を越えた関連業務（研究開発業務、病院業務、国際業務など）を含む。）

4．非公務員化

- ・行政改革推進法に基づき、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を徹底すべき。

なお、上記の検討に当たっては、事務・事業及び組織の見直しの可否について、主務大臣及び独立行政法人が自ら説明責任を負うとの考え方により、検討を行う。

・独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ・独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準について、すべての法人において19年度中に国と同額の基準に設定するよう措置する。
- ・各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約6割(0.6兆円)を競争性のある契約に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。
- ・契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、各府省評価委員会による事後評価、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ・主務大臣は、所管する独立行政法人に対し、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施するよう要請する。
- ・総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

- ・基本方針及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物の売却等を着実に推進する。
- ・資産処分による売却収入が得られること等にかんがみ、法人個別の事情も考慮しつつ国庫返納等適切な形で財政貢献を行うことが求められる。
- ・また、上記の売却対象資産以外の保有資産についても、今後とも、資産の利用度等、本来事業に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その結果、事業に資産が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を進める。
- ・この場合において、保有資産の見直しの状況については、監事及び会計監査人による監査、各府省評価委員会の事後評価及び政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

- ・独立行政法人の給与については、公的主体としての位置付けや財政支出を受けていることも踏まえ、対応する。具体的には、以下によるものとする。
 - 人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組む。
 - 国家公務員と比べ著しく給与水準の高い法人については、その給与水準が高い理由及び対応について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請する。
 - また、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人については、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請する。
 - 法人の長については、各府省事務次官の給与の範囲内とするよう徹底する。
 - 給与水準等の公表に関し、個人情報保護にも留意しつつ、各理事及び監事の報酬について、法人の長と同様に、個別の額を公表する。
- ・能力・実績主義の活用により、一層業績を給与に反映させる。特に、役員については、各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。
- ・監事監査において、給与水準に関する説明責任が果たされているか否かといった点について、社会通念にも照らしつつチェックする。
- ・その上で、給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、各府省評価委員会による事後評価、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

業務遂行体制の在り方

- ・役職員の業績を給与・退職金等に一層反映させることにより役職員の業務遂行へのインセンティブを向上させるとともに、役員については職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員

に引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

- ・民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。また、独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- ・関連法人を有する独立行政法人について、法人単体に加え、連結ベースで評価を実施する。
- ・独立行政法人の業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、反映させる仕組みを構築する。
- ・独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び各府省評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図る。

関連法人等との人・資金の流れの在り方

- ・国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制（長の1/2、役員1/2）は達成されたところだが、引き続き、その在り方を検証する。
- ・また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、官製談合問題などをはじめ、重大な問題が露呈したことから、その在り方を検証する。
- ・独立行政法人の長、役員について、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。
- ・独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。これに関し、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。
- ・関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、独立行政法人の責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。
- ・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人監査で厳格にチェックするとともに、各府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会において事後評価を行う。

管理会計の活用及び情報開示の在り方

- ・管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効

率化を図る。

- ・ 事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ・ 事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

監事監査等の在り方

- ・ 監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
- ・ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。
- ・ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況、情報開示の状況について、監事監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。
- ・ 監事間の情報交換・連携を強化する。
- ・ 各府省評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
- ・ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

外部監査の在り方

- ・ 随意契約の適正化を含めた入札・契約状況、内部統制の状況について、会計監査人監査の中で厳格にチェックする。
- ・ 会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

事後評価の在り方

- ・ 中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、達成状況に応じて、中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。
- ・ 関連法人を有する独立行政法人について、法人単体に加え、連結ベースで評価を実施する。
- ・ 各府省評価委員会の評価について、評定区分を統一する。その上で、評価

基準の統一を検討する。

- ・ 独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、反映させる仕組みを構築する。
- ・ 評価結果を役職員の給与・退職金の水準、法人のマネジメント体制等に反映させる。
- ・ 上記のほか、各府省評価委員会の委員の選任について、内閣による一元的関与を図るとともに、現行の独立行政法人の事後評価の在り方について、各府省の「お手盛り評価」とならないように改善すること、評価委員会を人事に關与させることなど実効あるものとするよう、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

情報開示の在り方

- ・ 国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。
- ・ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。
- ・ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

- ・ 国から独立行政法人への財政支出は、平成 19 年度で 3.5 兆円（当初予算ベース）だが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には削減することを目指すべきである。
- ・ 寄附金募集の拡大に向けた取組は、各独立行政法人が自らの活動に関する国民の理解・協力を求める努力をするという観点から、極めて重要である。

その他

1. 今後の課題

- ・ 及び で継続検討とされた課題については、早期に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

- ・ 及び で取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

- ・各法人の取組状況について、各府省評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。
- ・全体の取り組み状況について、関係府省の協力を得て行政減量・効率化有識者会議によるフォローアップを実施する。

3. 雇用問題への対処

- ・独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事業の廃止を含む）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。
 - 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重。
 - 他の独立行政法人（特に同一の主務府省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努力。
 - 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理。

雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）

平成20年9月17日
行政減量・効率化有識者会議

行政減量・効率化有識者会議においては、雇用・能力開発機構について、昨年末の「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日）で「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と明記されたことを踏まえ、本年4月から、厚生労働省ヒアリング、地方分権改革推進委員会及び地方関係者からの意見聴取、論点整理等の審議を通じ、ゼロベースから、法人の在り方の検討を行ってきた。

検討の結果、行政減量・効率化有識者会議として、以下の方針を取りまとめた。

I 基本的方針

法人の各業務を区分し、①必要性の高くない業務は止める、②民間でできるものは民間で、③地方でできるものは地方で、④他の法人で可能ならその法人で実施する、との観点から、以下のような改革を行うべきである。

国の果たすべき主な役割は全国的な施策の企画・指導やそのフォローアップであり、実施はできるだけ地方や民間に委ねていくことが、地域の実情や社会のニーズに即したより質の高い職業訓練の展開に資するものと考えられる。また、離職者等への職業相談、職業訓練、職業紹介のより緊密な連携を図る観点からも、今後の適切な役割分担が重要となる。

改革の実施にあたっては、業務の合理化・効率化を一層進めつつ、明確に期限を区切って改革プランを着実に推進することが必要である。

II 業務・組織の見直し

1. 中核的業務（職業訓練業務）

（1）職業能力開発総合大学校

職業能力開発総合大学校は廃止又は民営化（学校法人化）し、同校の施設については有効利用の方策を早急に検討する。

職業能力開発総合大学校の業務のうち、現在の卒業生の1～2割程度しか職業訓練指導員に就職していない指導員養成業務については、廃止する。

一方、再研修業務については、訓練ニーズに応じた職業訓練指導員の再研修の必要性の観点から、研修又は職業訓練に関連する他法人に移管する。その際、職業訓練ニーズと再研修の適切なマッチングを図るため、研修プログラムの抜本的な見直しが必要である。

(2) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）

現在の訓練メニューを精査し、地方や民間で行われている訓練メニューとの重複等を見直した上で、職業訓練に関連する他法人に一旦引き継ぎ、段階的に、都道府県、民間への円滑な業務移管を推進する。

なお、今後の地方分権改革推進委員会における検討も踏まえつつ、都道府県等が引き受け可能となるよう、財源の手当及び職員の扱いについて適切に対応する。特に、財政状況が厳しく、他の訓練機関も不足している地方への対応については、特段の配慮が必要である。

(3) 民間等への委託訓練

現在、離職者訓練の約7割を占める委託訓練のより一層の拡大を進める。また、現在は、雇用・能力開発機構と都道府県の双方が実施主体となり民間等への委託訓練が行われているが、今後は委託の実施主体を都道府県に一元化した上で、財源の手当等について適切に対応する。

(4) その他

雇用・能力開発機構が保有し、運営を全て外部に委託している地域職業訓練センターについては、職業訓練に必要不可欠な業務とは考えられず、早期に廃止する。その際、地域の希望がある場合には、移管を検討する。

生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）は、平成20年度末に廃止する。

2 その他周辺の業務

(1) 助成金業務等

都道府県センターで行ってきた助成金業務、相談業務、技能者育成資金業務等は、職業訓練、職業相談、職業紹介のより緊密な連携を図る観点から、ハローワークに移管するか、若しくは、関連性のある他法人へ移管する。

(2) 勤労者財形業務

財形持家融資業務（住宅ローン）については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、勤労者生活に関連する他法人に業務を移管する。

一方、利用実績の乏しい財形教育融資業務（教育ローン）は廃止する。

(3) 雇用促進住宅の売却

勤労者財形業務と同様、勤労者生活に関連する他法人に売却業務を移管する。若しくは、国へ住宅資産を実物返納し、国において早期に処分を進める。

(4) 私のしごと館

巨額の総工費をかけて土地、建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画においても赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は、廃止する。

ただし、施設そのものについては直ちに取壊すことなく、国において、一定期間をかけ、民間の知見も活用しつつ、既に投入した雇用保険料負担の最小化と施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する。

Ⅲ 法人の廃止

上記により、法人の業務は、地方、民間、他法人等で担うものとして整理されることから、独立行政法人 雇用・能力開発機構は廃止する。

Ⅳ 留意事項

独立行政法人の業務の見直しに伴う職員の雇用・配置転換については、

法人の労使の自主性を尊重しつつ、必要に応じ、他の独立行政法人（特に厚生労働省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努める必要がある。

独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ（平成 20 年）

平成 20 年 12 月 3 日
行政減量・効率化有識者会議

I. はじめに

独立行政法人の見直しについては、昨年、行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、8月末までに主務大臣から提出のあった整理合理化案を受け、49法人からヒアリングを行う等精力的に議論を重ね、11月27日に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」を取りまとめた。

政府は、この指摘事項に基づき、さらに検討を重ね、12月24日に「独立行政法人整理合理化計画」（以下「計画」という。）を閣議決定した。

有識者会議は、計画に基づき、計画の実施に係る全体の取組状況について、フォローアップを行う任にある。このため、有識者会議では、本年3月以降本日まで14回の会議を開催し、22法人（延べ37法人）からヒアリングを行うなど、個別法人の見直し状況について議論を行った。また、各府省を通じ、8月末時点の詳細な進捗状況調査を行うとともに、総務省及び官民競争入札等監理委員会から計画事項に係る主務大臣及び各独立行政法人の取組状況について報告を聴取するなど、計画のフォローアップに取り組んできた。

以下は、有識者会議として、計画策定から1年近くが経過した現時点における進捗状況及びこれまでの有識者会議における主要な議論を取りまとめたものである。

II. 整理合理化計画のフォローアップ（各独立行政法人について講ずべき措置）

1. 個別の独立行政法人の進捗状況

(1) 組織の在り方を検討すべき法人

①雇用・能力開発機構

計画では、「法人自体の存廃について1年を目処に検討を行う」ことが明記され、主務省において、「雇用・能力開発機構のあり方検討会」を開催し、雇用・能力開発機構の在り方について検討を行っているところである。

有識者会議としては、本年4月以降、関係者からヒアリングを行い、9月17日には、「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」を取りまとめた。

また、現在、機構の財源負担者であり利用者でもある中小企業者等からのヒアリングも行っているところであり、これらの議論を踏まえ、今後、政府において成案を得るべく調整がなされることを期待する。

②国民生活センター

計画では、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後のセンターの在り方を検討し、平成19年度内に結論を得ることとされたが、政府において消費者行政を統一的・一元的に推進するための新組織の在り方を検討する中で、センターの位置付け・役割も検討がなされ、「消費者行政推進基本計画」が本年6月27日に閣議決定された。この中で、センターは、国の中核的実施機関として、消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E Tの刷新、事故情報データベースの創設などシステム整備を加速し、広域的な消費者紛争の解決（A D R）のための体制整備を進めることとされ、平成21年度予算要求等において所要の措置が計上されている。

この間、有識者会議としては、3回のヒアリングを通じて、苦情相談情報の収集・

分析・共有の迅速化、地方の消費者行政の体制整備にあたっての消費者行政関係の独立行政法人の人材の有効活用、民間ADR等の活動を妨げることがないように、取扱う紛争の明確化等を指摘してきた。

今後は、P I O - N E Tなどのシステムを有効活用し、関係機関との情報共有・連携強化を進め、消費者問題の一元的な相談窓口として迅速に対応し、国民の要請に応えることが期待される。

③空港周辺整備機構

計画では、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行い、事業量の推移も踏まえ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得ることとされている。また、各事業については、廃止または縮減する方向で検討することとしている。このうち、代替地造成事業については、平成21年度中の廃止に向け調整中となっている。また、空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しについては検討中となっている。

このように、一部の事務及び事業の見直しについては既に取組が具体化しているが、組織の在り方も含めた残余の見直しについても、平成22年度までの早期に結論を得る必要がある。

④都市再生機構

計画では、機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとされている。これを受け、本年9月、主務省において、現状分析及び機構が今後果たすべき役割並びにその役割を踏まえた組織見直しについての論点を整理するため、「都市再生・住宅セーフティネットのあり方に関する検討会」が設置され、議論が開始されたところである。

有識者会議としては、これまでに3回のヒアリングを行い、機構と関連会社等の関係及び機構への財政支出について議論を行った。

関連会社の剰余金については、最終的には国民全体に利益が還元されるよう、機構の繰越欠損金を縮減する形で機構に返還すべきであると指摘した。また、計画が関連会社等を含めた機構全体の事業の実施の在り方について抜本的な見直しを求めていることに関連し、随意契約の見直しにより今後原則として全て一般競争入札等に移行すること及び関連会社等への再就職の斡旋が行われなくなることから、そもそも関連会社を維持する必要がなくなるのではないかと、不要なものについては株式を売却していくべきではないかと指摘した。

機構への財政支出については、出資金（平成21年度要求額、551億円）に関し、その運用益を家賃減額等に充てるために資本金の積み増しを国に求めるだけでなく、随意契約見直し等の更なる経営努力によっても捻出すべきではないかと指摘した。

今後は、「都市再生事業の事業実施基準」や「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」についての評価を含む都市再生事業及び賃貸住宅事業等の事務・事業の見直し状況のフォローアップを継続しつつ、平成22年12月までに結論を得ることとされている組織形態に関する検討状況につきヒアリングを行い、行革の観点から適切な結論の形成に向け積極的に関与していく。

⑤住宅金融支援機構

計画では、新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとされている。これを受け、本年3月、国土交通省において、住宅金融における公的役割及び住宅金融市場を補完する組織形態等について

の論点を整理するため、「住宅金融のあり方に係る検討会」が設置された。同検討会は本年6月、第一次論点整理を示し、更に議論を進めているところである。

有識者会議としては、2回のヒアリングを行い、機構への財政支出及び機構の金融資産について議論を行った。

機構への財政支出については、出資金（平成21年度予算要求額、1,176億円）に関し、その運用益を金利引下げ等に充てるために資本の積み増しを国に求めるだけでなく、自らの経営努力によっても費用を捻出すべきではないかと指摘した。更に、金利優遇策が民業に与える影響についても検討すべきと指摘した。また、収支差補給金等（平成21年度予算要求額、1,314億円）に関し、平成21年度に逆ザヤが解消することに伴い、その支給を早期に終了すべきではないかと指摘した。

機構の金融資産については、団体信用生命保険業務に関し、多額の積立金（平成19年度末、3,495億円）を持ち続けてまで、機構が当該業務を行う必然性がないのではないかと指摘した。

今後は、証券化支援業務等の事務・事業の見直し状況のフォローアップを継続しつつ、平成21年12月までに結論を得ることとされている機構の在り方に関する検討状況につきヒアリングを行い、行革の観点から適切な結論の形成に向け積極的に関与していく。

(2) 本年中に廃止・統合等の大幅な見直し措置を講じた法人

①緑資源機構

計画に沿って、平成19年度限りで法人が廃止された。森林総合研究所に承継された水源林造成事業については、計画に基づき、費用便益分析の方法の在り方を抜本的に検討するとともに、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直すことが肝要である。

②通関情報処理センター

計画に沿って、本年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社として民営化された。

その際、コンプライアンス体制の充実を図るため監査役会及び会計監査人を設置するとともに、経営計画や利用料金等を検討する「経営諮問委員会」が設置された。

③国際協力機構

本年10月1日の、国際協力銀行の海外経済協力部門との統合（関係法律は平成18年11月改正）に際し、計画に沿って、在外事務所の一本化を行った。今後、新体制での人事・給与制度の一本化等を確実に実施し、業務の効率化を図り、統合効果が最大限に発揮されるよう取組を行うことが必要である。

(3) その他の見直しを行う法人

①日本万国博覧会記念機構

計画では、大阪府とともに今後の組織のあり方を検討し、府の納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止するとされている。これを受け、主務省と大阪府との合同の検討の場として「(独)日本万国博覧会記念機構の組織の在り方についての懇談会」が設置された。本年9月10日に第1回懇談会が開催され、現在検討が進められている。

有識者会議としては、当面、同懇談会の議論を踏まえた主務省及び大阪府の対応について注視するとともに、主務省に対して適切な時期に進捗状況を聴取し、必要な指摘を

行っていくこととする。

また、環境・公園に関する事業に重点化するため、予算の重点化や審査体制の再編が行われた。さらに、業務の民間委託については、一部開放されたものの、今後も民間委託を拡大し、コスト削減を行っていくことが必要と考えられる。

②日本学生支援機構

計画では、奨学金貸与事業について、延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じることとされている。

この計画は、そもそも奨学金事業は、約 2,200 億円の延滞債権（うち返還期日がきているのは 645 億円）が発生し、増加する滞納分が税金投入に付け回しされる構図となっており、抜本的な業務の効率化と回収強化が必要な状況にあることを極めて重大な問題と捉えて策定されたものである。

機構では、計画を受けて、抜本的な対策を策定すべく、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し、検討を行ってきたところ、同会議において、本年 6 月、法的措置の徹底等の方策を盛り込んだ報告がまとめられた。

主務省及び機構では、この報告を踏まえ、サービサーへの回収委託の拡充、支払督促申立等の法的措置の早期化、住所調査の強化等により、平成 23 年度までに延滞債権の半減を目指すこととしている。

この間、有識者会議としても 2 回のヒアリングを通じて、回収率が低位な理由の徹底的な分析を行うとともに、融資審査の厳格化、大学別返済率の公表をはじめ、在学中指導の強化、給与天引きの実施等各般の取組を促してきた。

また、主務省における延滞債権の半減という目標自体は積極的に評価し得るものの、そもそも、真に支援が必要な学生に限定するため、家計支持者の年収・所得基準の見直しを行うなどにより、奨学金事業の対象のこれ以上の拡大を避けること、「半減目標」の実現可能性にはなお疑問も残るため、これを確実に実現するためには、既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大、信用情報機関の活用等更なる抜本的な対策を早急に講じるとともに、大学との連携の一層の強化、学生の意識の醸成を図るべきであることを重ねて指摘してきた。

今後、主務省及び機構においては、これら指摘を踏まえた具体的かつ有効な対策を早急に明らかにし、平成 21 年度予算や次期中期目標・中期計画に反映するとともに、次期中期目標・中期計画においては、奨学金の回収強化に重点を置き、人件費をはじめとする他の経費の削減を引き続き進め、奨学金事業の一層の効率化に向け、不断に見直しを続けていくことが重要である。

③日本スポーツ振興センター

計画では、スポーツ振興投票事業について、①売上向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めること、②その上で、スポーツ振興くじ（toto）の売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成 21 年度末を目途に、投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得ること、③その間にあっても、toto の売上げの低迷により繰越欠損金が増加し、債務返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことのないよう、投票事業について原点に立ち返った抜本的見直しを行うこととされている。

toto の平成 19 年度の売上は、前年度を 500 億円上回る 637 億円となり、繰越欠損金は平成 18 年度末の 264 億円から 96 億円まで減少し、助成財源として 15 億円が確保された。また、本年度についても、11 月 23 日の時点で売上は 742 億円に達し、長期借入

金は既に完済された。また、繰越欠損金の早期解消、スポーツ振興に対する助成の確保の見直しも立っている。

このように投票事業の売上が好転している中ではあるが、有識者会議としては、投票事業に要する経費節減、スポーツ振興に対する安定的な助成の確保等について指摘を行ってきた。

今後、主務省においては、事業の運営経費の節減や公開を行うとともに、早急に事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討していくことが重要である。

④農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センター

計画では、先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、3独法を一体化し統合することとされている。その後、平成23年度からの統合に向けて検討体制を整備するなど準備が進められている。有識者会議としては、統合効果を発揮するために、前倒しできる取組は早期に行うべき等の指摘を行ったところであり、各独法の研究活動の融合化を図り、統合へ円滑に移行できるよう、共同研究や人事交流を前倒して実施するとともに、統合メリットが発揮されるよう、研究予算の重点配分や、間接部門の合理化が実現されるよう取り組んでいくことが必要である。

⑤日本貿易保険

計画では、貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図ることと、経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとされている。その後、貿易保険への民間事業者の参入の拡大や全額政府出資の特殊会社化への移行に向け、産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会にて検討が行われ、計画に沿った内容の法人や貿易保険の今後の在り方に関する報告が行われた。また、(財)貿易保険機構への委託契約は、同機構が解散となったため、日本貿易保険において業務が実施されている。有識者会議としては、株式会社化の際に国の関与が過度に強くないこと、社外役員への外部有識者の登用及び意思決定過程における情報公開の確保等の指摘を行ったところであり、今後は、これら指摘を踏まえ、特殊会社化に向けた法律改正案の作成等を行っていくことが必要である。

⑥国際観光振興機構

計画では、海外における機能強化、海外事務所のパフォーマンスを評価する明確な指標の設定、活動成果の指標設定、日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携の強化等を行うこととなっている。これを受け、本年4月に国際交流基金と、8月に日本貿易振興機構との間で連絡会を開催し、海外事務所の業務連携強化に向けた取組の方向性について検討を開始する等の措置が実施された。

有識者会議としては、訪日外国人の増大への貢献度を表す指標作成等を指摘したところであり、今後は、指摘事項を踏まえ、平成22年度を目途に、日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化するとともに、海外事務所のパフォーマンスを評価する指標の導入を行う必要がある。

2. 個別法人の措置全体の進捗状況

①主務府省に対する調査結果（平成20年8月末時点）の概要

計画においては、101の独立行政法人について、「事務及び事業の見直し」、「組織の見直し」及び「運営の効率化及び自律化」の観点から、法人の役割や実情等に応じ、約740の取り組むべき事項が掲げられており、これらについては、個別に期限を設けているもの等を除き、原則として平成22年度末までに措置することとされている。

これら事項に対する本年8月末時点の主務府省の取組の現状、達成状況及び達成時

期について、行政改革推進本部事務局の調査によると、既に 35%の事項が「達成済」となっている。

また、調査時点で達成未済であっても、本年度末までには全体の約 60%のものは達成が見込まれ、計画における「原則的な措置期限」である平成 22 年度末までには 90%以上のものが達成される見込みとなっている。

他方、残り 10%近くの事項については、達成時期が平成 23 年度以降となっているもの、「次期中期目標期間中」として達成時期を特定できないもの、利害関係者の同意などの前提条件が付されており、現時点でその動向が明言できないものとなっており、計画に定められた事項が実施できないとしている府省はなかった。

ただし、達成の見込みがあるとされている事項であっても、具体の取組を開始しているとしている府省もあれば、引き続き検討するとしている府省もあり、その対応には幅が生じている。

②達成済みの事項の例（上記 1. に記載したものを除く。）

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構

本年 3 月に、コンプライアンス体制の整備、内部統制・ガバナンスの充実を図るため、新たな組織規程を策定し、理事長の補佐体制の強化、事業部門と財務部門の分離が行われた。

・ 国際交流基金

計画では、美術交流国内助成、国内公演助成及び国内映画祭助成について、平成 21 年度中に廃止するとされていたところ、既に本年 3 月をもって廃止を決定し、平成 21 年度公募プログラムガイドライン（申請公募の案内）から削除した。

・ 造幣局

平成 19 年度末をもって、民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造から撤退した。

・ 国立印刷局

平成 19 年度末をもって、民間と競合する市販用白書及び自動車保管場所標章の印刷から撤退した。また、小田原健康管理センターについて、平成 19 年度末に廃止された。

・ 国立科学博物館

計画では、学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて本年度を目途に終了するとされていたところ、平成 20 年 3 月をもって措置された。

・ 物質・材料研究機構

本年 7 月に、企業との共同研究を推進するための組織を機構内に設置し、次世代自動車に必要な二次電池、高強度車体材料等の共同開発が開始された。

・ 福祉医療機構

計画では、福祉医療貸付事業の新規融資額の削減目標を次期中期目標等に具体的に明示するとされていたところ、本年 4 月に策定された第 2 期中期目標において、平成 17 年度比で 20%縮減することとされた。

・ 国立病院機構

本年 4 月に、監査機能の強化を図るため、監事 2 名のうち 1 名が常勤化された。

・ 種苗管理センター

本年 3 月に、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務が廃止された。

・ 農林漁業信用基金

計画では、林業寄託業務について、本年度から貸付枠を従来の 38 億円から 20 億円

以下に縮減するとされていたところ、本年度において貸付枠が 17 億円に設定された。

・ **工業所有権情報・研修館**

自己収入拡大のため、平成 19 年度中に地方自治体及び独立行政法人職員向け知的財産権研修等の有料化が実施された。

・ **製品評価技術基盤機構**

外部人材を製品事故調査員として、本年 8 月時点で 25 名（平成 19 年 12 月時点では 18 人）委嘱し、本年度末には約 30 人に増員する予定とされた。

・ **土木研究所**

計画では、平成 21 年度までに既存研究組織を統廃合して新たなニーズに応じて研究組織を設置するとされていたところ、既に本年 4 月をもって措置（構造物メンテナンス研究センターの設置）が行われた。

・ **航海訓練所**

乗船実習の一部に義務づけられている帆船実習について、本年 7 月に関係法令が改正され、その義務付けが廃止となった。

③今後の課題

このように、府省の取組のうち、達成済とされているものを中心に一定の前進が確認された。特に、一部の取組については、現下の社会経済情勢を踏まえ、喫緊の課題に対応するべく前倒しで措置を講じるなど意欲的なものも見られる。

他方で、措置すべき事項の中には、現時点では取組が緒に就いたばかりであったり、いまだ具体的な作業に着手されていないものもある。

これらについても、計画に定められた期限にとらわれることなく、可能なものは早期に着手し、所期の成果を得ていくことが期待される。

有識者会議としては、国民生活にとって必要なサービスは確保しつつ、無駄を徹底して排除するという独立行政法人改革の原点を踏まえ、今回指摘した法人、あるいは事務・事業等のもとより、主務府省におけるすべての取組について、引き続き厳しく評価・監視を行っていくこととする。

Ⅲ. 整理合理化計画のフォローアップ（独立行政法人に関し講ずべき横断的事項）

1. 保有資産の見直し

(1) 実物資産

①計画に基づく売却等対象資産の処分状況

計画に基づき、各法人は、平成 18 年度簿価で 6,000 億円を超える実物資産について処分を行うこととしている。

このうち、本年 8 月末までに処分に至ったものは 29 件となっている。その内訳は、国が承継したもの 4 件、売却したもの 22 件（処分額 23 億円）、その他 3 件となっている。

②計画に基づく売却等対象資産以外の資産の処分状況

①の計画での売却等対象資産以外の資産についても、既に処分に至ったものがある（10 件）。このうち、5 件は売却処分を行っており、その収入は 43 億円となっている（産業技術総合研究所の中国センター：40 億円）。

また、計画では、売却等対象資産以外の資産について、保有の必要性について不断に見直しを実施することとされている。資産保有に関する判定基準の策定作業を行っ

ている法人（労働者健康福祉機構）があるなど一定の進捗が見られる。

③計画策定以前の資産の処分状況

計画が策定された平成 19 年末以前に処分された実物資産についてみると、93 件について売却などの処分が行われている。その処分額の合計は 442 億円であり、現行の独立行政法人通則法に基づく中期目標期間終了時の国庫納付額は 72 億円となっている。

④今後の課題

実物資産の処分については、まずは 6,000 億円超の資産処分を確実に進めていく必要がある。また、それら以外のものについても、資産保有の必要性について不断の見直しが行われるべきである。その際、保有する合理的理由がある場合であっても、施設の他法人との共同保有・共同利用の促進等資産の有効活用、さらには資産圧縮のための方策について、検討していくことが求められる。これらの見直し状況については、計画にあるとおり、監事監査、評価委員会の事後評価により、適切にチェックされることが必要である。

また、資産処分は売却収入の確保に配慮しつつ円滑に行い、その処分により得られた収入がある場合には速やかに国庫に納付されるべきである。しかしながら、現行の独立行政法人通則法では、個別法に特段の定めのない限り、国からの出資見合いの資産を現物で国庫納付することはできず、又、当該資産を売却しても簿価に相当する額が法人に留保され国庫納付されないなどの問題がある。こうした問題を解決するためには、独立行政法人通則法を改正し、国費で取得した財産のうち不要となったものについて、現物や売却収入による国庫納付を義務付ける等の規定整備が不可欠である。政府として、4 月及び 5 月に改正法案を国会提出したところで、この法案が成立すると、平成 19 年以前の売却収入のうち、250 億円程度が追加的に国庫納付されることが見込まれている。

(2) 金融資産

計画において金融資産の見直しを進めることに加え、上記のように独立行政法人通則法が改正されれば、国の出資等に係る不要財産の処分・国庫納付と減資の仕組みが導入されることとなることから、有識者会議として、金融資産の見直しの視点を整理しつつ、8 法人について金融資産の圧縮やその国庫納付の可否等についてヒアリングを行うなど、独立行政法人の資本金、剰余金の在り方を中心に検討を行った。

この結果、有価証券の形となっている過去の実物資産の売却収入について、独立行政法人通則法が改正されれば 250 億円程度の国庫納付が可能であること、また、利用の僅少な債務保証のための基金などについても、国庫納付可能とするものが認められた。このほか、都市再生機構や住宅金融支援機構の予算要求、水資源機構の金利変動準備金等について、真に必要な等について議論を行った。

有識者会議としては、今回、保有する金融資産の大きい法人を中心に議論を行ったが、本来、すべての法人において、金融資産の見直しが継続的に行われるべきである。このため、別添のとおり法人の保有する金融資産の見直しについて、提言を行うこととする。

2. 独立行政法人改革法案

計画に盛り込まれた措置を具体化するため、政府は、独立行政法人改革法案（「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」）を取りまとめ、第 169 回国会に提出した。

提出された法案は、①内閣全体として一元的な評価機関により全ての独法を評価する仕組みの導入、②理事長・監事の任命の際の内閣承認、候補者の公募手続原則等の導入、③監事等の職務権限の明確化、④国費で取得した不要財産の国庫納付の義務付け、⑤非特定独立行政法人の役職員の再就職規制の導入、という5つの柱からなるものである。

有識者会議においても、法案の策定段階において2度議論を行い、特に、一元化される評価機関の在り方、理事長選任時の公募制の導入などについて指摘を行った。

この法案は、計画に盛り込まれた事項を反映しており、より適正・透明な法人の業務運営を可能とするものである。しかしながら、現時点では、国会において継続審議扱いとなっている。先の保有資産の見直し（Ⅲ．1．参照）のところでも触れたが、政府は、この独立行政法人改革法案の成立・実施に向け最大限の努力を払うべきである。

3. その他の横断的事項

(1) 随意契約の見直し

計画では、各法人が随意契約によることができる限度額の基準等について、平成19年度中に国と同様のものとする事とされ、実際すべての独立行政法人において期限内に達成された旨の報告を受けている。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性、透明性が確保されているか否かが問題となる。これについては、第三者による監視や検証を実施している例（家畜改良センター、国際協力機構）が見られた。

今後は、各法人が策定した随意契約見直し計画を着実に実施し、競争性のない随意契約の削減を早急に進めていくとともに、本年11月7日に公表された会計検査院の検査報告の指摘事項も踏まえ、契約の適正な実施に向けた取組を進めるべきである。

(2) 給与水準の見直し等

事務・技術職員の平成19年度の対国家公務員指数は、年齢勘案で107.3ポイント、年齢・地域・学歴勘案で105.6ポイントであり、それぞれ前年度に対して0.1ポイント減少しているが、事務・技術職員の給与水準は、依然国家公務員より高い傾向にある。

この点に関し、事務・技術職員の平成19年度の給与水準が、国を上回るすべての法人において、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・目標期限を設定し給与水準の適正化に計画的に取り組むとの報告を受けた。

これによると、平成22年度末までに、対国家公務員指数（年齢勘案）で最大17ポイント、平均3ポイントが減少し、また、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で最大22ポイント、平均2ポイントの減少が見込まれる。

今後は、こうした措置について、各法人が自主的に取組を進めていくことが期待される。

(3) その他

本年10月時点の官民競争入札等の導入に係る進捗状況について官民競争入札等監理委員会から、報告を聴取した。

また、来年度予算要求に関し、各法人に関する予算要求の状況について報告を受けた。

そのほか、研究開発独立行政法人を巡る最近の動きとして、先の通常国会で成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）について、説明を受けた。

4. 横断的事項全体の進捗状況

本年8月末時点の各府省及び各法人の取組状況調査のうち、横断的事項についてみると、「達成済」との回答が7割を超えている事項が65%あり、全体としては各法人の取組が進捗している状況が窺え、評価できる。

他方で、努力すべき措置との位置付けではあるものの、常勤監事を設置していない法人での同設置については、4割の法人がマネジメントの肥大化や人件費の増を理由に措置困難としている。また、「措置予定」と回答のあったものの中には、計画で原則平成22年度末までに措置するとされているにもかかわらず、23年度以降に措置予定としているものも散見される。これらについては、真に措置が困難なものか否か、また、措置を前倒しで実施できないかといった点を真剣に検討すべきである。

また、今回の調査で既に「達成済」とされている事項についても、真に計画の趣旨を踏まえたものとなっているか、さらなる措置が必要か否かについて、評価委員会等による厳しいチェックが不可欠と考えられる。

いずれにせよ、各法人は、計画に盛り込まれた措置の取組を加速させるとともに、他の法人や民間の法人の取組も参考にし、さらに積極的に業務運営の効率化・自律化に取り組むことが期待される。

IV. 平成21年に向けて

昨年11月27日の指摘事項では、有識者会議として、政府における無駄を徹底して排除することが重要であると指摘した。無駄の排除については、国民の関心も高く、政府として取り組むべき課題となっており、政府では、行政支出総点検会議を設置し、公的支出の在り方について多角的な検討が行われた。独立行政法人向け財政支出についても、計画を着実に実施するとともに、無駄を徹底して排除することにより、計画を踏まえた初年度であった本年度と同じように財政支出の削減につなげていく必要がある。

また、独立行政法人は、公的セクターの重要な一員である。各法人は、事務・事業やその実施手法について適切に見直し、また改善していくことを通じ、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせる」という独立行政法人本来の目的・機能を果たし、今後とも安定的に国民の期待に応えていくことが求められる。

そのため、有識者会議としては、計画の確実な実施について、引き続き点検・監視していくこととする。政府及び各法人にあっては、今回の指摘も踏まえ、計画の実施に向けた取組を徹底・深化していくことを求めたい。

行政減量・効率化有識者会議の開催状況
 (「独立行政法人整理合理化計画」フォローアップ)

第 48 回 (H20. 3. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチームにおける政策金融改革の検討状況について ・①国民生活センター <li style="padding-left: 20px;">②緑資源機構 ・独立行政法人通則法改正法案（仮称）の検討状況について ・今後のフォローアップの進め方について
第 49 回 (H20. 4. 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・①雇用・能力開発機構 ・②国際協力機構
第 50 回 (H20. 4. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・①通関情報処理センター ・②日本学生支援機構 ・③国際観光振興機構 ・独立行政法人通則法改正法案（仮称）の検討状況について
第 51 回 (H20. 5. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融機関からのヒアリングについて <li style="padding-left: 20px;">①日本政策金融公庫 <li style="padding-left: 20px;">②日本政策投資銀行 <li style="padding-left: 20px;">③商工組合中央金庫 ・①農畜産業振興機構 <li style="padding-left: 20px;">②雇用・能力開発機構
第 52 回 (H20. 6. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に係るヒアリングについて <li style="padding-left: 20px;">①地方分権改革推進委員会事務局からヒアリング <li style="padding-left: 20px;">②県知事からのヒアリング ・①年金積立金管理運用独立行政法人 <li style="padding-left: 20px;">②国民生活センター
第 53 回 (H20. 6. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・①日本スポーツ振興センター ・②日本貿易保険 ・③都市再生機構
第 54 回 (H20. 7. 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・①雇用・能力開発機構 ・②住宅金融支援機構 ・政策金融改革のフォローアップについて <li style="padding-left: 20px;">○公営企業金融公庫 ・独立行政法人の給与水準等について ・今後のフォローアップの進め方について
第 55 回 (H20. 9. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・①雇用・能力開発機構 ・②国際協力機構 ・独立行政法人の保有資産の見直しについて
第 56 回 (H20. 9. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・①雇用・能力開発機構 ・②農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センターの統合について

<p>第 57 回 (H20. 10. 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①国立印刷局・造幣局 ②水資源機構 ③国民生活センター ・ 20 年 8 月末時点フォローアップ調査の結果概要について ①21 年度概算要求等 ②個別法人について講ずべき措置 ③横断的事項
<p>第 58 回 (H20. 10. 20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①都市再生機構 ②住宅金融支援機構 ③中小企業基盤整備機構 ・ 研究開発独立行政法人をめぐる最近の動き ・ 官民競争入札等監理委員会からの報告
<p>第 59 回 (H20. 11. 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①都市再生機構 ②情報通信研究機構 ③農畜産業振興機構 ④勤労者退職共済機構
<p>第 60 回 (H20. 11. 19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①雇用・能力開発機構 ②日本学生支援機構 ③水資源機構 ・ 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成 20 年)の取りまとめについて
<p>第 61 回 (H20. 12. 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅金融支援機構 ・ 地方公営企業等金融機構 ・ 日本労働組合総連合会からのヒアリング(雇用・能力開発機構) ・ 独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成 20 年)の取りまとめ

独立行政法人の保有する金融資産の見直し

昨年12月に決定された独立行政法人整理合理化計画では、「不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫納付を行う」とされた。さらに、本年に入り、独立行政法人整理合理化計画を受けて独立行政法人改革法案が国会提出されたが、この中で、国の出資等に係る不要資産の処分・国庫納付と減資の仕組みの整備が盛り込まれた。法案が成立すれば、国庫納付されず独立行政法人に留保されている金融資産が、国庫納付できることになる。

有識者会議としては、独立行政法人改革法案の成立を視野に入れ、同法の適用による独立行政法人の金融資産(これに対応する資本金、剰余金)の見直しの方向性について、原点に立ち返って検討した。会議では、保有する金融資産の大きい独立行政法人を中心に取り上げたが、ここでの議論を踏まえて、全ての独立行政法人について、整理合理化計画「Ⅲ. 1. (2) 保有資産の見直し」の一環として、金融資産、資本金、剰余金のあり方を検討するよう提言する。

(参考) 独立行政法人金融資産の国庫納付による財政貢献

① 行政改革推進本部事務局調べでは、平成20年度の独立行政法人の金融資産からの国庫納付額は(資本金と剰余金の合計で)2,270億円。

- ・ 資本金に係る資産からの国庫納付額: 139億円
- ・ 剰余金に係る資産からの国庫納付額: 2,131億円

さらに、独立行政法人改革法案の成立により、323億円の国庫納付が可能となる。

② 本提言は、独立行政法人改革法案の成立を前提に金融資産と対応する資本金及び剰余金の更なる見直しを行い、今後の国庫納付及び財政貢献の拡大の検討を図るべきというもの。

1. 資本金

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有しなければならず、政府はそのために出資出来るとされる一方、独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、一般的には独立採算制を前提としないものとされている。また、独立行政法人は、配当性向や株価で評価されないため、その自己資本の多寡が検証されにくい。

一方、納税者の立場からは、政府出資金について、最小限の資本で最大限の成果を上げるよう資本利用の効率化が強く追求されるべきである。さらに、資本利用の効率化の視点を通じて、独立行政法人が企業的に経営されるよう業務内容や予算全体についての見直しを行うべきである。このような観点からの見直しは、不要な資産の国庫納付による財政貢献に止まらず、独立行政法人の業務運営全体の効率化、さらには、財政支出効果の最大化を通じた財政支出の抑制につながるものであると考える。

(1) 業務に必要な財産的基礎としての資本金

独立行政法人の業務が金融業務のように損失のリスクを伴うものである場合、国からの恒常的補てんを受けず自律的経営を行おうとすれば、それに見合う資本金の保有が必要となる。独立行政法人は国の信用力を背景としており、民間企業が同様のリスクを伴う業務を行う場合ほどの資本は必要としないことを考慮に入れた上で、必要な資本金を改めて算定し、追加出資の必要性を厳しくチェックするとともに、既存の資本金についても、必要額を上回るのであれば減資するべきである。

一方、基本的に損失が発生するリスクのある業務を行っていない独立行政法人においても、設立の経緯から相当額の資本金を有するケースがある。独立行政法人の業務の運営に必要でない資本金は、減資して国庫納付するべきである。

(2) 出資、貸付業務の原資としての資本金

独立行政法人が出資業務や低利融資業務を行う場合、当該業務に要する資金を出資により調達しているものがある。予算措置段階では、あくまで使用見込に基づいて国からの出資額を設定しており、また、これまでは減資の仕組みがなかったことから、相当規模の未使用額が発生しても資金が独立行政法人の内部に留保され続けていた。一定期間の事業実施後に使用実績に比べて資本金が過剰になっていないかを検証することが必要であり、今後は、独立行政法人改革法の適用を検討し、資本金が必要額を上回っている場合には、原則として減資と国庫納付を行うこととするべきである。

また、出資金の出資の際想定していた当初の目的・事業と異なる利用を行おうとする場合、新しい事業内容への支出及び出資の適否、緊要性について予算審査を受け

るべきである。

(3) 債務保証基金

債務保証業務については、これまでの業務見直しを受けて廃止を進めており、その結果として、平成20年度以降の予定として200億円強の資金が国庫返納されることになっている。これまでの見直しの例からも、実績が上がっていない債務保証事業が見られ、債務保証残高が基金額を下回るといった事例もある。中小企業信用保証制度等の類似制度との重複の問題を含めて事業の徹底した見直しを行うとともに、実績が乏しい債務保証業務については、使用見込額と必要基金額を厳しくチェックして必要額を上回る資金を国庫納付するべきである。

(4) 運用益の活用を目的とした資本金

① 基金の設定

長期継続的に実施する業務について、出資により基金を設定して運用益で各種業務を実施しているものがある。このような運用益による事業では毎年度の事業に必要な予算の50～100倍の資金が必要である。事業の安定的な実施を確保する観点も踏まえつつ、出資によるべきか、または、運営費交付金への組み替えや運用型基金から取崩し型基金(預かり補助金)への組み替えにより、より効率的な資金の利用が可能か検討するべきである。

② 借入金の代替による資本コストの低減化

財投等からの借入金で行う業務を対象に追加出資を行い、資金調達コストを低減する場合がある。借入金で事業を行い財政支出を利子補給に限定すれば、財政負担が大きく軽減されるというメリットを考慮し、財政支出を最小化するとの立場から、安易に追加出資が行われないよう厳しくチェックするべきである。

また、運用益相当分による助成を目的としている場合には、出資ではなく補助金により措置することも考えられる。業務の安定的な実施を確保する観点も踏まえつつ、補助金で措置することができないか、また、そのような補助金による助成が妥当かという考え方で、当該出資の是非が検討されるべきである。

(5) 資本金による資産取得

独立行政法人の業務に必要な施設等の資産の取得は、基本的には運営費交付金や施設整備補助金により手当されるものであるが、資本金に係る未使用資金を活用することも想定される。これについては、有価証券等として保有している金融資産が不要となっていることが前提になるので、基本的には、当該金融資産を国庫納付するべきであり、このような資産取得については、安易な独立行政法人の業務拡大につながることを厳しくチェックするべきである。

(6) 実物資産の売却収入

実物資産の売却収入については、現行制度では売却益分が損益計算を経て剰余金(積立金)となり、剰余金は国庫納付される。このため、簿価に相当する売却収入はそのまま資本金として留保されているが、そもそも、業務の運営に必要ななくなった資産であり、全て国庫納付して減資するべきものであることから、独立行政法人改革法案でこの点が過去分に遡って措置されることとなった。今回調査したところ、独立行政法人全体で約 250 億円の国庫納付が予定されていることが判明したが、他方で、代替資産の取得費用に充当する等の理由から国庫納付が予定されていない独立行政法人もあった。必要な代替資産の取得は必ずしも否定されるものではないが、不要資産の売却収入は国庫納付が原則であり、未使用の売却収入(対応する金融資産)があるからといって安易に資産取得に振り向けられることのないよう厳しくチェックするべきである。

2. 剰余金

独立行政法人制度上、基本的には、剰余金は毎年度積立金として積み立て、中期計画終了時に主務大臣の承認を得て次期計画で使用するものを除いて国庫に納付するという仕組みになっている。次期計画での事業への充当の適否を検討するに当たっては、独立行政法人の経営努力のインセンティブに配慮しつつ、無駄な予算が次期計画に盛り込まれていないかを厳しくチェックするべきである。また、剰余金等を準備金として積み立てる仕組みに関しては、準備金制度の合理性や積み立て基準について詳しく検討されるべきである。

(1) 準備金

主務大臣の承認を得て、各種の目的で準備金として積立・保有している独立行政法人があり、その場合、剰余金は国庫納付されない。各準備金の積立基準が明確化されていないと、安易に剰余金が内部留保されることになる。民間実務での負債性引当などを参考に、積立基準や限度額を明確にした上で、準備金として必要な金額を上回る部分は通常の剰余金として扱い、国庫納付するべきである。

(2) 国庫納付規定の整備

独立行政法人通則法で剰余金の国庫納付手続は個別法で規定するとしているにもかかわらず、法律上の規定がないために国庫納付が行えないものがある。国庫納付規定を置かないことを合理的に説明できるものを除き、速やかに法整備も検討すべきである。

有識者会議において委員から出された主な意見

1. 資本金

(1) 業務に必要な財産的基礎としての資本金

○ 都市再生機構

- ・ 毎年のように国からの出資金が投入されているが、現在の国の厳しい財政状況を考えるとこのような状況は続けられない。国からの財政支出に頼るばかりでなく、より一層の経営努力をすべき。

○ 農畜産業振興機構

- ・ 畜産勘定における資本金は必要最低限の財産的基盤に限定し、残りは国庫返納すべき。独法について、市中銀行から借り入れる際の信用力を補完するために資本金を保有しているという論理は理解しにくい。

(2) 出資・貸付業務の原資としての資本金、(3) 債務保証基金

○ 中小企業基盤整備機構

- ・ 一般勘定の未使用資金は、受取資本金の 1/3 に相当し、今後本当に必要か。保有金融資産については、説明責任が果たせるように、具体的な用途・目的等をもっと説明し、事後評価も適切に行うべき。
- ・ 国費(一般会計からの出資金)を投入しているのだから、国民にわかりやすく、何をいくらかけて行っているのかを示すべき。

(4) 運用益の活用を目的とした資本金

○ 住宅金融支援機構

- ・ フラット35は資本金の運用益により金利引下げを行っているが、優良住宅の取得支援ということであれば、フラット35の金利優遇だけではなく、税などによる政策誘導も図るべき。

○ 農畜産業振興機構

- ・ 資本金の運用益を一般管理費等の一部に充てているが、資本金の規模は適切か。

(5) 資本金による資産取得

○ 情報通信研究機構

- ・ 有価証券として保有している資本金のうち不要なものは、まず国庫納付すべきであり、資産の取得等に充当すべきではない。

(6) 実物資産の売却収入

○ 国立印刷局、造幣局

- ・ 保有資産は国民の資産であり、その財産価値を高めることが重要。有効利用と処分価額の最大化を目指して努力すべき。

2. 剰余金

(1) 準備金

○ 水資源機構

- ・ 金利差から生じる積立金の使途の制度設計としては、金利変動に備える資金とすることが合理的である。ただし、現に積立金が積み上がって保有されていることから、これを事業に活用するのであれば、その妥当性について厳しく審査されるべき。
- ・ 金利変動準備金の水準については、統計的にシミュレーションを行えば、妥当な水準が算出できるはずであり、検討すべき。

(2) 国庫納付規定の整備

○ 水資源機構

- ・ 積立金は調達と運用の金利差により発生するとのことだが、機構が積立金を自己の事業のために自由に使えるのは、財政統制の観点から問題があるのではないか。
- ・ 積立金は利益剰余金であり、出資者である国に帰属させるべきもの。債務者の立場にある利水者に必ずしも還元するものではないと考えるべき。また、機構の事業は国から補助金を受けて実施されていることを考えても、剰余金を国庫に戻すことを検討すべきではないか。

(3) 剰余金の活用

○ 国立印刷局、造幣局

- ・ 内部留保された剰余金については、人員削減にも対応できるように、効率化・合理化投資に、適切に活用していただきたい。また、制度設計されたときの前提が変わったときには、剰余金の取扱いについての検討も必要である。

○ 水資源機構

- ・ 剰余金の活用を考えるに当たっては、利水者の負担の軽減・平準化と施設の長寿命化の視点が重要。